

第1回社会保険未加入対策推進協議会

配付資料一覧

開催日時：平成24年5月29日(火)15:30～17:00

開催場所：国土交通省 10階 共用会議室A

■資料1

社会保険未加入問題への対策及び社会保険未加入対策推進協議会関係資料

■資料2

社会保険未加入対策推進協議会規約

■資料3

社会保険加入促進計画の枠組み(案)関係資料

■資料4

建設業における社会保険未加入問題への行政の取り組み関係資料

■資料5

法定福利費の標準見積もりの明示関係資料

※第1回全国協議会配付資料からリバイス(H24.06.13 付)

■資料6

地方における推進協議会の開催関係資料

■資料7

社会保険加入の周知・啓発関係資料

※第1回全国協議会配付資料からリバイス(H24.07.04 付)

■資料8

社会保険未加入促進計画の策定関係資料(社団法人 日本建設業連合会)

■資料9

社会保険未加入対策の推進に関する申し合わせ

■参考資料1

社会保険未加入対策の一環として行われた省令等の改正関係資料

※第1回全国協議会配付資料からリバイス(H24.07.04 付)

■参考資料2

下請指導ガイドライン関係資料

※第1回全国協議会配付資料からリバイス(H24.07.04 付)

平成24年度 社会保険未加入対策推進協議会

議 事 次 第

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課

日 時：平成24年5月29日(火)15:30～17:00

会 場：国土交通省 10階 共用会議室A

1. 開会

2. 議事

(1)社会保険未加入対策について

- ① 社会保険未加入問題への対策について
- ② 社会保険未加入対策推進協議会について

(2)推進協議会の規約、会長等の決定について

- ①推進協議会の規約決定、会長及び副会長の互選について
- ②社会保険未加入対策推進協議会 会長からのご挨拶について

(3)社会保険加入を推進するための各種方策について

- ① 社会保険加入促進計画(案)の作成について
- ② 行政機関の取組について
- ③ 法定福利費の標準見積もりの明示について
- ④ 地方における推進協議会の開催について
- ⑤ 社会保険加入の周知・啓発について

(4) 社会保険加入促進計画の策定について(社団法人 日本建設業連合会)

(5)意見交換について

(6) 申し合わせについて

3. 閉会

社会保険未加入対策推進協議会出席団体等一覧表

(建設業関係登録団体：73団体、その他関係団体：14団体)

(★については、社会保険未加入対策推進協議会ワーキンググループメンバー)

学識経験者

蟹澤 宏剛 芝浦工業大学工学部教授
水町 勇一郎 東京大学社会科学研究所教授

【建設業団体（業種別一覧）】

一般土木建築工事業

★(一社) 全国建設業協会

★(社) 日本建設業連合会

(社) 住宅生産団体連合会

(一社) 日本建設業経営協会

(社) 全国中小建設業協会

全国建設業協同組合連合会

(一社) 海外建設協会

土木工事業

(一社) 日本運動施設建設業協会

(社) 日本海上起重技術協会

(一社) 日本トンネル専門工事業協会

造園工事業

(一社) 日本造園建設業協会

(社) 日本造園組合連合会

しゅんせつ工事業

全国ポンプ・圧送船協会

舗装工事業

(一社) 日本道路建設業協会

建築工事業(木造建築工事業を除く)

日本建設組合連合

型枠大工工事業

★(社) 日本建設大工工事業協会

とび工事業

(社) 日本鳶工業連合会

★(社) 日本建設躯体工事業団体連合会

全国基礎工業協同組合連合会

土工・コンクリート工事業

★(社) 日本機械土工協会

(社) 日本グラウト協会

(社) 日本ウエルポイント協会

(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会

(社) 日本アンカー協会

ダイヤモンド工事業協同組合

(社)プレストレスト・コンクリート建設業協会

(一社) 日本基礎建設協会

鉄骨工事業

(社) 鉄骨建設業協会

(一社) 日本橋梁建設協会

鉄筋工事業

★(社) 全国鉄筋工事業協会

全国圧接業協同組合連合会

タイル工事業

(社) 日本タイル煉瓦工事工業会

(社) 全国タイル業協会

コンクリートブロック工事業

(社) 日本建築ブロック・エクステリア工事業協会

左官工事業

★(一社) 日本左官業組合連合会

(社) 日本金属屋根協会

板金工事業

(社) 日本建築板金協会

全日本板金工業組合連合会

塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）

★(一社) 日本塗装工業会

全国マスチック事業協同組合連合会

(一社) 日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会

内装工事業

日本建設インテリア事業協同組合連合会

日本室内装飾事業協同組合連合会

(社)全国建設室内工事業協会

ガラス工事業

全国板硝子工事協同組合連合会

金属製建具工事業

(一社) カーテンウォール・防火開口部協会

(一社) 日本サッシ協会

(社) 日本シャッター・ドア協会

屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)

(社) 全日本瓦工事業連盟

防水工事業

(社) 全国防水工事業協会

はつり・解体工事業

(社) 全国解体工事業団体連合会

一般子電気工事業

★(一社) 日本電設工業協会

(一社) 日本内燃力発電設備協会

電気通信工事業 (有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く)

(一社) 情報通信エンジニアリング協会

信号装置工事業

消防施設工事協会

一般管工事業

全国管工事業協同組合連合会

★(一社) 日本空調衛生工事業協会

(一社) 日本冷凍空調設備工業連合会

(一社) 日本配管工事業団体連合会

冷暖房設備工事業

(一社) 全国ダクト工業団体連合会

機械器具設置工事業 (昇降設備工事業を除く)

(一社) 日本計装工業会

(一社) ビルディング・オートメーション協会

熱絶縁工事業

日本ウレタン断熱協会

(一社) 日本保温保冷工業協会

道路標識設置工事業

(一社) 全国道路標識・標示業協会

屋外広告業

(一社) 日本屋外広告業団体連合会

その他建設業関係登録団体

(社) 建設産業専門団体連合会

(社) 全国建設産業団体連合会

建設業労働災害防止協会

(一財) 中小建設業住宅センター

(社) 日本潜水協会

(一社) 全国特定法面保護協会

(一社) 日本在来工法住宅協会

(一社) フローリング協会

(以上、建設業関係登録団体)

発注機関（オブザーバー）

(一社) 日本経済団体連合会

日本商工会議所

電気事業連合会

建設業に関する団体

(一財) 建設業振興基金

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

(財) 建設業福祉共済団

(一社) 就労履歴登録機構

★全国建設労働組合総連合

日本建設産業職員労働組合協議会

建設連合

全国社会保険労務士会連合会

日本行政書士会連合会

(社) プレストレスト・コンクリート工事業協会

行政関係機関

厚生労働省職業安定局建設港湾対策室

厚生労働省職業安定局雇用保険課

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課

厚生労働省年金局事業管理課

厚生労働省保険局保険課全国健康保険協会管理室

国土交通省土地・建設産業局建設業課

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課

日本年金機構

課題

- 下請企業を中心に、特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
- 技能労働者の処遇が低下し、若年入職者減少の一因
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利

総合的対策の推進

1. 行政・元請・下請等の関係者が一体となった保険加入の推進

- ①行政、建設業者団体、関係団体による推進協議会の設置
(全国・地方ブロック(都道府県単位)で設置)
- ②各建設業団体による保険加入計画の策定・推進
- ③行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

2. 行政による制度的チェック・指導

- ①建設業許可・更新時の加入状況確認
・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企業を指導。
- ②建設業担当部局による監督
・建設業法に基づく立入検査等により、保険加入状況、元請企業の下請企業指導状況を確認・指導。指導・通報をしても、なお保険関係法令に違反する企業に対する監督処分。
- ③経営事項審査の厳格化
・経営事項審査における保険区分の明確化、減点幅の拡大。
- ④社会保険担当部局(厚生労働省)との連携
・社会保険担当部局への通報、社会保険担当部局からの働きかけ。

3. 建設企業の実取組

- 元請企業による下請指導
・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。
- 元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組
・元請企業、下請企業(特に1次下請企業)による重層下請の抑制に向けた啓発・指導。
・下請企業における適正な受注先企業の選定、未加入企業との請負契約締結の抑止。
- 建設企業(特に下請企業)における取組
・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用化の促進。
・雇用関係にある者の保険加入徹底。
・業界における見積時の法定福利費の明示 等。

4. 法定福利費の確保

- ①発注者への要請・周知、元請企業への指導
- ②業界における見積時の法定福利費の明示
- ③ダンピング対策 ④重層下請構造の是正

5. その他

- ①就労履歴管理システムの普及・活用 ②社会保険適用促進に向けた研究

※平成29年度までの中間時点でそれまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

目指す姿

実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- これにより、
- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
 - 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築
- を実現

社会保険加入推進体制

I. 推進体制の構築

【中建審の提言抜粋(本年3月)】

「今後は、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって対策に取り組むことが不可欠である。このため、必要な推進体制を速やかに構築し、それぞれの立場からの取組を着実に進めるべきである。」

【対応方針】

- 行政、建設業者団体、関係団体による推進協議会の設置
社会保険未加入対策を行政、建設業者団体、関係団体等の関係者が一体となって継続的に実施するため、保険未加入対策推進協議会を全国及び地方ブロックに設置する。
- 各建設業団体による保険加入促進計画の策定・推進
保険未加入対策推進協議会に参加する各建設業者団体は、それぞれの立場から主体的な取組を計画的に進めるため、計画期間5年間の社会保険加入促進計画を策定し、毎年フォローアップを実施する。

II. 社会保険未加入対策推進協議会の設立

1 全国協議会

(1) 活動内容

- ①社会保険未加入対策を進める上での課題に関する意見の交換
- ②社会保険未加入対策に関する取組方針についての協議・確認
- ③社会保険加入の徹底に向けた周知及び啓発
- ④関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換

(2) 構成

学識経験者(蟹澤芝浦工業大学教授、水町東京大学教授)、
建設業者団体・発注者団体・労働者団体(73団体)
厚生労働省・日本年金機構(社会保険担当部局)、
国土交通省(建設業担当部局)

(3) 今後の予定

第1回:H24年5月29日(火)

- ・社会保険未加入対策の推進の申し合わせ
- ・社会保険加入促進計画の作成依頼 など

第2回:H24年10月予定

- ・社会保険加入促進計画の公表
- ・法定福利費の標準見積り取りまとめ など

2 地方協議会

(1)地域ごとに、その実情に応じた加入徹底をきめ細かく行う観点から、
地方ブロックにおいても協議会を開催

(2)構成: 学識経験者(必要に応じ)・建設業者団体・厚生労働部局・
建設業担当部局

3 ワーキンググループ

- (1)全国協議会の下に、主な関係団体の実務担当者及び行政担当者により構成されるワーキンググループを設置。
- (2)協議会に諮る事項の事前調整、周知・啓発の具体的内容など必要な事項について意見交換。
- (3)構成メンバーは、日建連、全建、全建総連、日本躯体、日建大協、全鉄筋、日左連、日塗装、日空衛、電設協、日機協の建設業団体、社会保険担当部局(厚生労働省)及び建設業担当部局(国土交通省)。

III. 加入促進計画

- 建設企業の社会保険加入を計画的に進めるため、参加建設業者団体はそれぞれ、社会保険加入促進計画を策定する。
- 策定した計画は、全国協議会等において情報共有し、他団体の取組の参考とする。
- 傘下企業の加入状況は、アンケート調査等により把握し、記載する。
- 初年度(平成24年度)については、第2回協議会までに計画を登録する。
- 2年目以降は、年1回フォローアップを行う。

社会保険加入促進計画

- 各建設業者団体は、傘下の建設企業の保険加入状況を把握するとともに、それぞれの立場から主体的な取組を計画的に進めるため、これから「社会保険加入促進計画」を策定することとしています。

概 要

- 傘下の建設企業の社会保険加入を計画的に進めるため、全国協議会構成団体はそれぞれ、社会保険加入促進計画を策定する。
- 策定した社会保険加入促進計画は、全国協議会等において情報共有し、他団体の取組の参考とする。
- 傘下企業の加入状況は、アンケート調査等により把握し、記載する。
- 計画期間は5年間とし、毎年のフォローアップ結果を見ながら、必要に応じ改定を行う。
- 初年度(平成24年度)については、第2回協議会(11月を予定)までに「社会保険加入促進計画」を登録する。
- 2年目以降は、年1回フォローアップを行う。

※全国推進協議会の参加団体に対し、計画策定の参考とするため、平成24年4月に「社会保険加入促進計画の枠組み(案)」を提示済み

記載内容

※「社会保険促進計画の枠組み(案)」の概要

1. 団体の基本的事項
 - 団体名、代表者名、所在地、会員数、主な業種等を記載する。
2. 基本的な方針
 - 団体としての取組方針を明らかにする。
3. 保険加入の状況
 - 当該団体の把握している会員企業及び下請企業の保険加入の現況を具体的に示す。
 - 具体的な把握方法、現況の分析についても明らかにする。
4. 取組の内容
 - 保険加入に向けて団体として自主的に取り組む具体的な対策を示す。
 - 例えば以下のような観点からの取組が考えられる。
 - 1) 事業者への周知・保険加入の徹底
 - 2) 工事現場での確認・指導
 - 3) 法定福利費の確保
 - 4) 重層下請構造の是正
 - 5) 一人親方対策
 - 6) 就労履歴管理対応
 - 7) 優良企業認定制度の取組
 - 8) 保険関係事務手続きの支援
 - 9) 未加入者の排除 等

社会保険未加入対策推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、社会保険未加入対策推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、行政、建設企業その他建設業に関わる者が一体となって建設業における社会保険未加入対策を進める上での課題、取組方針等を協議するとともに、関係者の取組状況の定期的な情報共有を図ることにより、建設業における社会保険未加入対策を総合的かつ継続的に推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 社会保険未加入対策を進める上での課題に関する意見の交換
- 二 社会保険未加入対策に関する取組方針についての協議・確認
- 三 社会保険加入の徹底に向けた周知及び啓発
- 四 関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換
- 五 その他協議会の目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 学識経験者
 - 二 建設業者団体
 - 三 建設工事の発注者で構成する団体
 - 四 建設業に関係する団体（第二号及び第三号に掲げるものを除く）
 - 五 厚生労働省
 - 六 国土交通省
 - 七 日本年金機構
 - 八 その他協議会が必要と認める者
- 2 前項第二号に掲げる構成員は、社会保険加入促進計画を作成し、協議会に提出する。
- 3 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。

(会長)

第5条 協議会に会長及び副会長5人以内を置く。

- 2 会長は、学識経験者の中から互選によって選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、運営を統括する。
- 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。
- 5 会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(副会長)

第6条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

2 副会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(協議会の招集)

第7条 協議会の招集は、会長が行う。

2 協議会は、年1回以上開催する。

(ワーキンググループ)

第8条 協議会の円滑な運営に資するため、協議会にワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が指定した者により組織する。

3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。

4 ワーキンググループに関して必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務は、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課が行う。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

2 本協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、第4条第1項第1号に掲げる者を除き行わない。

附 則

この規約は、平成24年5月29日より施行する。

社会保険加入促進計画の枠組み(案)

1. 基本的考え方

○社会保険未加入対策は行政・元請・下請が一体となって取り組むことが必要であり、そのためには建設業者団体においても主体的にそれぞれの立場から未加入対策に取り組むことが期待される。このため、各建設業者団体において保険適用の促進を図る加入促進計画を策定することとし、社会保険加入促進に向けた実態把握、周知などの自主的に講じる具体的な取組とその実施計画を明らかにし、業界を挙げて社会保険未加入に取り組む気運を盛り上げる。

2. 基本的枠組み

- (1)作成主体： 推進協議会に参加する各建設業者団体
 - * 団体の加入促進に向けた自主的取組を計画的に進めるため。
 - * 団体の地方団体において社会保険加入促進計画を作成することは望ましいが、一律に行政から作成を要請することとはせず、各団体の自主性に委ねる。
- (2)計画期間： 未適用対策の推進目標と合わせ5年間とする。
 - * 年度単位とすることを基本。初年度は年度途中からの策定となる。
- (3)実施状況の点検・評価： 毎年実施状況をフォローアップし、その結果を見ながら必要な対策を実施することとし、必要に応じて計画の改定を行う。
- (4)公表： 平成24年度第2回の協議会までに計画を作成し、協議会事務局に提出の上、協議会で公表する。併せて各団体のHP等を通じて公表する。

3. 加入促進計画の骨格

○加入促進計画については、各団体の実情に応じて作成することとするが、以下の事項を参考としながら具体的に記載することを期待する。

- (1)団体の基本的事項
 - ・団体名、代表者名、所在地、会員数、主な業種などを記載する。
- (2)基本的な方針
 - ・社会保険未適用対策を推進することとした目的を踏まえ、当該団体の業界の置かれた状況や当該団体として目指す方向を勘案し、当該団体として取り組む方針を明確にした加入促進計画を作成するといった趣旨の方針を記載する。

(3) 保険加入の状況

1) 当該団体の把握している会員企業及び下請企業の保険加入の現況を具体的に示す。

＊ 現況を把握していない場合は、初年度に把握する方針を具体的な把握方法と併せて示し、把握後に計画を改定して記載する旨を示す。

※ 傘下企業の加入状況は、会員企業を通じたアンケート調査等により把握し、記載する。

2) その際には、

- ・ 具体的な把握方法
- ・ 保険加入の現況（企業別・従業員別など）
- ・ 現況の分析

についても明らかにする。

3) 現況を踏まえ、以下の自主的取組により実現することを目指す今後の目標を、団体の実情に応じて定性的乃至定量的に示すことも可能である。

(4) 自主的な取組の促進

1) 事業者への周知・保険加入の徹底

（共通の観点）

- ・ 推進協議会で作成するPR素材を活用するなどして、団体のHPや機関誌を通じ、会員企業・関係企業に対し保険未加入対策を周知。
- ・ 会員企業に対し、①保険未加入対策を業界挙げて推進していること、②未加入の場合には加入を進めるべきこと、③支社も含め社内に徹底することを周知。
- ・ 団体として保険加入の促進のために取組む方策について、会員企業に周知。

（総合工事業団体の観点）

- ・ 会員企業を通じ、下請業者（許可業者及び非許可業者）に対し、5年という目標をもって社会保険加入を業界挙げて推進していることを周知。
- ・ 会員企業に対し、協力会社の登録の条件化・下請契約する際の条件化・工事現場での確認などにより下請業者の保険加入を徹底することを周知

（専門工事業団体の観点）

- ・ 専門団体として法定福利費の確保に向け作成した標準見積書の内容とその活用を会員企業・関係企業に対し周知。

2) 工事現場での確認・指導

① 下請業者の指導

（総合工事業団体の観点）

- ・ 会員企業の工事現場において、ポスター・チラシの配布による事業者・技能労働者への保険加入の働きかけ。
- ・ 会員企業における施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿による事業所・作業員の加入状況の把握の推進。
- ・ 会員企業における下請指導の実施状況の把握。

- ・ 会員企業における無許可業者・営業停止業者の排除。

②未加入事業者の排除

- ・ 会員企業において、協力会社の登録時（年度更新時）に保険加入状況をチェック。
- ・ 団体として加入事業者を優先することを宣言するとともに、推進運動を実施。
- ・ 団体として未加入事業者を排除することを宣言するとともに、推進運動を実施。

③適正工期の確保

（総合工事業団体の観点）

- ・ 団体として、民間発注者に対し、適正工期の確保を働きかけ。
- ・ 団体としてパンフレットを作成し、会員企業など業界内の啓蒙に活用。

（専門工事業団体の観点）

- ・ 団体として、元請団体に対し、適正工期の確保を働きかけ。

3）法定福利費の確保

①法定福利費の確保

（総合工事業団体の観点）

- ・ 団体として発注者団体に対してダンピングの防止、法定福利費の確保を働きかけ。
- ・ 受注段階で発注者に対して法定福利費の確保を図るよう会員企業に呼びかけ。
- ・ 下請専門団体に対して法定福利費内訳表示による見積を要請。
- ・ 会員企業に対し、下請からの見積書における法定福利費内訳明示のための標準見積書を活用して法定福利費を適正に確保するよう徹底（諸経費を含めた費目を積み上げつつ値引を一式とする慣行の見直し）。
- ・ 団体としての下請業者に対して法定福利費相当額を確保する旨宣言。

（専門工事業団体の観点）

- ・ 専門工事業種ごとに見積時に法定福利費の内訳を明示することとし、法定福利費内訳明示のための標準見積書を作成。
- ・ 団体として作成した標準見積書を会員に周知徹底。
- ・ 団体として元請団体に対して、ダンピングの防止や下請の提出する法定福利費内訳明示のための標準見積書を活用して法定福利費を適正に確保するよう要請。

②ダンピング対策

- ・ 下請に対して価格交渉する際に、法定福利費の確保に支障が生じないような配慮を行うよう会員企業に呼びかけ。
- ・ 極度の低価格で（ダンピングで）対応する事業者は排除するよう会員企業に呼びかけ。

4）重層下請構造の是正

（総合工事業団体の観点）

- ・ 団体として重層下請構造の是正に取り組む旨宣言。
- ・ 会員企業に対し、下請契約の必要性・適法性のチェックを徹底。

- ・ 会員企業に対し、施工力のある下請企業の選定を徹底。
- ・ 会員企業に対し、工事の平準化に向けた取組を徹底。

5) 一人親方対策

(共通の観点)

- ・ 会員企業に対し、非自発的な形で一人親方になることを防止するため、労務関係諸経費の削減を意図して、請負契約の形式を取りながら、実態は労働者として扱う偽装請負の禁止の徹底のための請負・雇用に関するルールの徹底。

(総合工事業団体の観点)

- ・ 会員企業に対し、重層構造の解消に取り組む下請企業への優先発注を要請。
- ・ 会員企業に対し、各社の協力会等を通じた分割下請の推進を徹底。
- ・ 団体として偽装請負の排除に取り組む旨宣言。

6) 就労履歴管理対応

- ・ 就労履歴管理システムの構築に向けた検討の推進
- ・ 会員企業の就労履歴管理機構への参加
- ・ 各企業・下請企業におけるシステムの導入促進

7) 優良企業認定制度の取組

- ・ 保険加入を促進するため、団体として3保険に適切に保険加入している等の優良企業を認定する仕組みを記載する。
* 国土交通省において、平成24年度「建設技能労働者人材確保・育成促進事業」にて枠組みを検討し、その成果を、推進協議会の場を通じて情報提供する。

8) 保険関係事務手続きの支援

- ・ 社会保険加入手続に精通した社員がいない等事務的な対応が困難な会員企業の保険関係事務処理の支援するため、新たに保険に加入しようとする企業に対し、手続き面を支援する仕組みなど保険加入支援策のあり方を記載する。
* 国土交通省において、平成24年度「建設技能労働者人材確保・育成促進事業」にて枠組みを検討し、その成果を、推進協議会の場を通じて情報提供を行う。

9) 未加入者の排除

- ・ 将来的に保険未加入の作業員の現場入場を認めないことを視野に入れつつ、会員企業への働きかけを行う。

建設業における社会保険未加入問題への行政の取り組み

平成 24 年 5 月 29 日

国土交通省土地・建設産業局

建設業界における社会保険未加入対策の推進に際しては、建設業全体としての枠組みを整備し、行政機関や元請企業、下請企業、そして建設労働者等が一体となって取り組みを進めることが必要である。

このため、建設業と関係の深い行政機関において、社会保険加入の促進に向けた機運を醸成する中で、今後5年を目途に建設業許可業者の加入率100%を目指すことを目標に以下の取組を着実に実施し、建設技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境の構築を実現する。

1. 行政・元請・下請等の関係者が一体となった保険加入の推進

(1) 行政、建設業者団体、関係団体による推進協議会の設置

<対応方針>

社会保険未加入対策を行政、建設業者団体、関係団体等の関係者が一体となって継続的に実施するため、社会保険未加入対策推進協議会（以下「協議会」という。）を全国及び地方ブロックに設置する。

これまでの取組

- ・平成24年5月29日に全国規模での協議会（第1回協議会）を開催。
- ・協議会構成団体のうち、主要な建設業者団体から構成されるワーキンググループを開催（平成24年5月22日）。

今後の対応予定

- ・各地方整備局に対し、地方ブロックにおける協議会の設置を要請。
- ・各地方ブロックにおいて、平成24年6月以降地方協議会を順次開催。
- ・第2回全国協議会（平成24年10月開催）。
- ・平成25年以降も、全国及び地方ブロックにおいて協議会を開催し、取組の着実なフォローアップを実施。

(2) 各建設業団体による社会保険加入促進計画の策定・推進

<対応方針>

協議会に参加する各建設業者団体において、それぞれの立場から主体的な取組を計画的に進めるため、計画期間5年間の社会保険加入促進計画を策定し、毎年フォローアップを実施するよう促す。

これまでの取組

- ・各建設業者団体における社会保険加入促進計画の円滑な策定に資するため、「社会保険加入促進計画の枠組（案）」を作成し、協議会に参加する建設業者団体に提示（平成24年4月25日）。

今後の対応予定

- ・各建設業団体の作成した計画を取りまとめ、第2回全国協議会に報告。
- ・翌年以降開催する協議会の場を活用して、各団体の社会保険加入促進計画のフォローアップを実施。

（３）行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発**<対応方針>**

行政、関係団体、元請企業、協力会、保険者など、建設業に関わる様々な主体から、多様な手段による周知・啓発を行い、保険加入に向けた機運を醸成する。

これまでの取組

- ・中央建設業審議会より「建設産業における社会保険加入の徹底について（提言）」を、各省各庁の長、政令指定都市の長、公共法人等の長及び主要民間発注者の長に対して通知（平成24年3月14日）。
- ・上記提言を受け、国土交通省土地・建設産業局長通知「建設産業における社会保険加入の徹底について」を各省各庁の長、政令指定都市の長、公共法人等の長及び主要民間発注者の長に対して通知（平成24年3月26日）。
- ・社会保険未加入対策の関連資料を随時国土交通省ホームページに掲載。
- ・建設業振興基金と連携し、同基金に相談窓口を設置し、併せて同基金及び全国社会保険労務士会連合会と協力して円滑な社会保険加入手続き等に向けた相談支援体制を構築。
- ・元請企業、下請企業、建設企業で働く労働者向けのチラシの原案を作成し、関係団体やワーキンググループの意見を聴取し、第1回全国協議会に提出。
- ・業界団体機関誌に向けた原稿作成・掲載を通じた広報の実施。

今後の対応予定

- ・「平成24年度 社会保険等の加入徹底方策に関する調査事業」により、社会保険の加入徹底に向けたリーフレット・ポスターを作成するとともに、周知・広報方策を検討。
- ・業界団体機関誌に向けた原稿作成・掲載を通じた広報の実施。
- ・元請企業による下請指導など、具体的な取組を行う節目などに応じてチラシ等の原案を作成し、関係団体に対し、チラシを活用した周知を依頼。
- ・保険未加入対策に関する具体的取組がまとまる都度、マスコミに対して情報提供するとともに、国土交通省HPに掲載。

2. 建設業許可部局による社会保険未加入企業への対応

(1) 建設業許可・更新時の加入状況の確認

<対応方針>

建設業担当部局は、建設業の許可・更新時に健康保険等の加入状況を確認し、社会保険未加入企業に対して、文書により加入を指導する。当該指導に従わない場合には厚生労働省の社会保険担当部局に通報する。

これまでの取組

- ・各地方ブロックで地方整備局等、都道府県の建設業担当部局及び関係団体に対し、社会保険未加入対策の説明会を開催し、建設業許可・更新時の社会保険加入状況の確認について説明・意見交換（平成24年3月5日～22日）。
- ・建設業の許可・更新の申請時に社会保険の加入状況を記載した書面の提出を求めるための省令改正案について、国土交通省のホームページにおいてパブリックコメントを行い、制度改正内容に対する意見を全国から公募（平成24年3月26日から4月25日）。
- ・上記により提出された意見への回答を国土交通省のホームページに掲載（平成24年5月1日）。
- ・建設業の許可・更新の申請時に保険加入状況を記載した書面の提出を求めるため、建設業法施行規則を改正（平成24年5月1日公布、同年11月1日より施行）。
- ・建設業法施行規則の改正を関係団体に周知するとともに、国土交通省HPに掲載（5月1日）。

今後の対応予定

- ・地方整備局等及び都道府県の建設業担当部局担当者に対し、関連する制度改正等に係る説明会・勉強会を開催（平成24年6月末以降に実施予定）。
- ・平成24年11月1日以降、許可申請・更新時に社会保険への加入状況を確認し、社会保険未加入企業に対する加入指導を開始。

(2) 経営事項審査の厳格化

<対応方針>

経営事項審査の項目区分「健康保険及び厚生年金保険」を分割するとともに、保険未加入の場合の減点幅を拡大する。

これまでの取組

- ・各地方ブロックで地方整備局等、都道府県の建設業担当部局及び関係団体に対し、社会保険未加入対策の説明会を開催し、経営事項審査の厳格化について説明・意見交換（平成24年3月5日～22日）。
- ・経営事項審査について、社会保険未加入企業に対する評価を厳格化するための省令等改正案について、国土交通省のホームページにおいてパブリックコメントを

行い、制度改正内容に対する意見を全国から求めた（平成 24 年 3 月 26 日から 4 月 25 日）。

- ・ 上記により提出された意見への回答を国土交通省のホームページに掲載（平成 24 年 5 月 1 日）。
- ・ 経営事項審査の項目区分「健康保険及び厚生年金保険」を分割するとともに、保険未加入の場合の減点幅を拡大するため、建設業法施行規則及び関係告示を改正（平成 24 年 5 月 1 日公布、同年 7 月 1 日より施行）。

今後の対応予定

- ・ 制度改正に伴うシステムの改修を実施。
- ・ 地方整備局や都道府県の建設担当部局に対し、関連する制度改正に係る説明会・勉強会を開催（平成 24 年 6 月末以降実施予定）。

（3）建設業担当部局による指導監督

＜対応方針＞

建設業担当部局において、営業所及び建設工事現場への立入検査等を行い、社会保険未加入企業に対し、文書により加入を指導する。当該指導に従わない場合には厚生労働省の社会保険担当部局に通報する。

厚生労働省の社会保険担当部局に通報した社会保険未加入企業で、社会保険担当部局の指示に従わない悪質な社会保険未加入企業に対して、建設業法に基づき他の法令に違反した企業として、指導又は監督処分を行う。

建設業担当部局は、建設業の許可・更新申請書、施工体制台帳、経営事項審査申請書の社会保険に係る事項に虚偽の記載等があった場合、建設業法に基づく指導又は監督処分を行う。

これまでの取組

- ・ 各地方ブロックで地方整備局等、都道府県の建設業担当部局及び関係団体に対し、社会保険未加入対策の制度改正等に係る事前の説明会を実施（平成 24 年 3 月 5 日～22 日）。

今後の対応予定

- ・ 地方整備局等及び都道府県の建設業担当部局に対し、関連する制度改正等に係る説明会・勉強会を開催（平成 24 年 6 月末以降に実施予定）。
- ・ 厚生労働省の指導に従わない社会保険未加入企業の監督処分基準の策定（パブリックコメントを含む）。
- ・ 平成 24 年 11 月 1 日以降、営業所の立入検査等により社会保険への加入状況を確認し、社会保険未加入企業に対して加入を指導。
- ・ 社会保険加入状況の公表。

(4) 社会保険担当部局（厚生労働省）との連携

<対応方針>

(1) 及び (3) により指導してもなお社会保険未加入の企業について、保険担当部局に通報する。保険担当部局から加入勧奨や指導を行い、これに従わない場合には強制加入手続を行う場合がある。

これまでの取組

- ・ 社会保険未加入対策の具体化に関する検討会において、厚生労働省担当部局の参加を得て検討。
- ・ 推進協議会及び同ワーキンググループメンバーとして厚生労働省担当部局が参画。
- ・ 建設業担当部局から社会保険担当部局への通報スキームについて検討。

今後の対応予定

- ・ 建設業担当部局から社会保険担当部局への通報スキームの詳細について確定。
- ・ 建設業担当部局からの通報を受け、社会保険担当部局において社会保険未加入事業所に対する指導を行う。
- ・ 社会保険担当部局は、指導に従わない悪質な社会保険未加入事業所に対し強制加入手続を行う場合がある。
- ・ 社会保険担当部局において、保険の加入義務があるのに加入していない事業所を把握するため、法務省から法人登記簿情報の提供を受けるなど未加入対策の強化を講じる。

3. 建設企業の取組（元請企業による下請指導）

<対応方針>

保険加入の取組を下請企業及び現場作業員に浸透させるため、元請企業において、協力会等を通じた保険加入の勧奨や工事現場における周知・啓発、再下請負通知書・作業員名簿等を活用した確認・指導を行うよう促す。

これまでの取組

- ・ 各地方ブロックで建設業者団体等に対し、社会保険未加入対策の説明会を開催し、元請企業による下請指導について説明・意見交換(平成24年3月5日～22日)。
- ・ 施工体制台帳の記載事項及び再下請通知書の記載事項に下請負人の社会保険に関する事項を追加するための省令改正案について、国土交通省のホームページにおいてパブリックコメントを行い、制度改正内容に対する意見を全国から公募(平成24年3月26日から4月25日)。
- ・ 上記により提出された意見への回答を国土交通省のホームページに掲載(平成24年5月1日)。
- ・ 施工体制台帳の記載事項及び再下請通知書の記載事項に下請負人の社会保険に関する事項を追加するため、建設業法施行規則を改正(平成24年5月1日公布、

11月1日より施行)

- ・作業員名簿に被保険者番号記入欄を追加するため、事業者団体等に関係様式の改正を依頼（平成24年3月）。
- ・下請指導のあり方を検討するため、関係団体等との意見交換を実施。
- ・上記改正内容等を分かりやすく反映した「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」についてパブリックコメントを実施（平成24年5月）。

今後の対応予定

- ・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の策定（平成24年7月上旬予定）。
- ・地方整備局等及び都道府県の建設業担当部局担当者に対し、関連する制度改正等に係る説明会・勉強会を開催（平成24年6月末以降実施予定）。

4. 法定福利費の確保

（1）発注者への要請・周知、元請企業への要請

＜対応方針＞

法定福利費は、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを踏まえ、民間発注者に要請・周知するとともに、個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に考慮するよう元請団体・元請企業に要請するなど、民間発注者、元請企業、下請企業等の関係者において、それぞれの立場からの法定福利費の確保に向けた取組を推進する。

これまでの取組

- ・国土交通省直轄土木工事において、本来事業者が負担すべき法定福利費（事業主負担分）の額について、予定価格に適切に反映できるように現場管理費率式の見直しを実施（平成24年4月1日より実施）。

今後の対応予定

- ・公共発注者（自治体）に対し、実施する工事において法定福利費を適正に積算するよう働きかけを実施。
- ・民間発注者（デベロッパー、ハウスメーカーなど）や民間発注者団体に対し、次の事項を周知・徹底する。
 - ①建設業において社会保険未加入対策を推進していること
 - ②法定福利費は、本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であり、「発注者・受注者間における法令遵守ガイドライン」に明示していること
 - ③ダンピングの防止や法定福利費の確保に配慮すべきであること
- ・元請団体に対して、発注者団体に対する法定福利費の確保の働きかけ及び会員元請企業に対し、受注段階で発注者に対して法定福利費の確保を要請するよう働きかけ。
- ・建設業の見積等について定める「建設業法令遵守ガイドライン」に下請からの見積時から法定福利費を適正に確保すべき旨を位置づけ。

- ・元請団体に対して、下請からの見積時から法定福利費を適正に確保すべき旨を会員元請企業に指導するよう働きかけるよう働きかけ。

(2) 業界における見積時の法定福利費の明示

＜対応方針＞

専門工事業団体において、見積時に法定福利費を明示するための標準見積書を作成し、建設企業における活用を推進する。

これまでの取組

- ・法定福利費に係るこれまでの経緯と現状について関係団体と意見交換を実施。
- ・専門工事業団体に対して、見積時に法定福利費を明示するための標準見積書の作成を依頼（第1回推進協議会において実施）。

今後の対応予定

- ・各専門工事業団体の検討状況を把握し、必要に応じ助言等を行う。
- ・第2回協議会に向け、各専門工事業団体の検討結果や進捗状況を取りまとめ。
- ・元請団体に対して、専門工事業団体に対し法定福利費内訳表示による見積の要請を促すとともに、法定福利費の確保を宣言するよう働きかけ。
- ・作成された標準見積書案の試行的な活用を行うよう関係団体に働きかけ。

(3) ダンピング対策

＜対応方針＞

低入札価格調査制度の活用や、価格による失格基準の積極的な導入・活用によりダンピング受注の排除を図る。

これまでの取組

- ・低入札価格調査基準価格の見直し（平成23年4月）
- ・「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」を改正（平成23年8月）。
- ・地方公共団体に対し「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく要請（平成23年8月）。

今後の対応予定

- ・「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況について、毎年度1回調査。
- ・ブロック監理課長等会議等を活用して、周知・要請。

(4) 重層下請構造の是正

＜対応方針＞

建設企業及び建設業団体において、重層下請構造の是正に向け下請契約の必要性・適法性のチェックや施工力のある下請企業の選定、工事の平準化等の取組など自主的取組を実施するよう促すとともに、行政において、一括下請負の禁止、主任技術者の配置、請負・雇用に関するルールを徹底する。

これまでの取組

- ・許可申請書等の記載内容や通報等に基づく立入検査等により、一括下請負の禁止や主任技術者の適正な配置等を実施。

今後の対応予定

- ・「平成２４年度 重層下請構造及び一人親方に係る実態・処遇改善方策調査事業」を実施。
- ・労働者性や請負・派遣の判断基準等を周知・徹底するため、判断基準を解説した啓発用の資料を作成・配布。
- ・特定建設業者からの下請指導状況について指導を実施。

5. その他

（１）就労履歴管理システムの普及・活用

＜対応方針＞

工事就労履歴や保険加入状況を迅速に把握する就労履歴管理システムの実現に向け、関係者が協力して検討を行い、具体化を推進する。

これまでの取組

- ・国土交通省「集合住宅等のＲＦＩＤ活用建設共通パス研究開発事業」におけるシステムの検討（平成１９年度）。
- ・国土交通省「建設技能者確保・育成モデル構築支援事業」における実証実験（平成２０年度）。
- ・総務省「ユビキタス特区事業」における実証実験（平成２１年度）。
- ・総務省「被災地域情報化推進事業」において被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業として交付決定（平成２４年４月）。
- ・国土交通省建設産業戦略会議において議論（平成２４年５月）

今後の対応予定

- ・就労履歴管理システムの実現に向け、関係者から構成される検討の場を設置し、システムの実用化に向けた課題の検討を進めるとともに、実用化に向けたロードマップを作成。
- ・「被災地域情報化推進事業」（総務省）を活用した福島市における被災地就労履歴管理システムの構築状況を踏まえ、上記の実用化に向けて活用。

（２）社会保険適用促進に向けた研究

<対応方針>

社会保険の適用を促進するため、法定福利費の取扱い、建設業団体による保険加入確認の枠組み、重層下請や一人親方の就労状況の実態把握等について、調査・検討を実施する。

これまでの取組

- ・「平成 24 年度 社会保険等の加入徹底方策に関する調査事業」及び「重層下請構造及び一人親方に係る実態・処遇改善方策調査事業」について企画競争を実施。

今後の対応予定

- ・就労履歴管理システムの検討を合わせて発注者・受注者・下請企業間の見積・契約・支払における法定福利費の取扱いのあり方について検討。
- ・「平成 24 年度 社会保険等の加入徹底方策に関する調査事業」及び「重層下請構造及び一人親方に係る実態・処遇改善方策調査事業」により調査・検討。

別記（建設業者団体の長）宛

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

各専門工事業団体における標準見積書の作成について

1 社会保険未加入問題について

建設業においては、関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進め、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する必要があります。そのため、中央建設業審議会からの提言「建設産業における社会保険加入の徹底について」（平成 24 年 3 月）や、社会保険未加入対策の具体化に関する検討会における取りまとめ（同年 2 月）を踏まえ、国土交通省では、関係する様々な主体と連携しながら、総合的対策の実施に取り組んでいるところです。

2 法定福利費を確保する必要性について

こうした取組を進めるに当たっては、法定福利費が発注者から元請企業、下請企業を経由して個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることが重要です。

これまでも、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、その建設工事における全ての受注者が雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付するよう指導、助言その他の援助を行うこととされる（「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成 3 年 2 月））とともに、社会保険の保険料に係る費用は、受注者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として考慮すべきとされています（「発注者・受注者間における法令遵守ガイドライン」（平成 23 年 8 月））。

また、中央建設業審議会より「社会保険加入の前提となる法定福利費の原資を確保するため、専門工事業界を中心として見積時の法定福利費の明示を進める」との提言（平成 24 年 3 月）や、5 月 29 日に設立された社会保険未加入対策推進協議会において「社会保険加入の前提となる法定福利費の原資の確保に向け、発注者から下請企業まで適正に支払われるようそれぞれの立場からの取組を行う」旨の申し合わせがなされています。

なお、国土交通省直轄の土木工事においては、これまで実態調査による法定福利費の支払額に基づき現場管理費の一部として計上されていたところですが、本年 4 月から、本来事業者が負担すべき法定福利費の額について予定価格に適切に反映できるように、現場管理费率式の見直しを実施しています。また、国土交通省直轄の建築工事については、本来事業者が負担すべき法定福利費の額について、これまでも予定価格に適切に反映していたところです。

3 法定福利費の内訳を明示するための標準見積書の作成について[依頼]

少なくとも現在の民間工事に係る受注においては、トン単価や平米単価による見積もりが一般的となっており、法定福利費がどのように扱われているのかが分かりにくい状況となっています。

こうした状況を踏まえ、法定福利費は、本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であるという前提の下、従来の総額単価による見積もりだけではなく、その中に含まれる法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要があります。

そのため、各専門工事業団体におかれましては、業種ごとに見積時に法定福利費の内訳を明示するための標準見積書及びその作成手順書を検討・作成頂くようお願いいたします。

検討の結果作成された標準見積書の案については、本年10月に予定されている第2回目の社会保険未加入対策推進協議会において取りまとめることを予定しておりますので、それまでにご報告頂き、試行を行った後、平成25年度より本格運用を開始することとしたいと考えております。

なお、標準見積書については、作成後、その作成手順書と合わせて会員企業に周知頂くとともに、元請団体・元請企業にその活用を求めて頂くこととなりますが、同時に国土交通省からも元請団体に対し下請契約の見積時から法定福利費を適正に考慮するよう求めるなど、法定福利費の内訳明示や法定福利費の確保に向け関係者への必要な働きかけを行っていくこととしております。

現 状

- 保険未加入対策を進める上で、法定福利費が発注者から元請、下請企業を経由して個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることは重要な課題である。
- 本来、法定福利費は受注者が義務的に負担しなければならない費用であり、発注及び受注者は見積時から必要経費として考慮すべきとされている。発注者から工事を請負った元請は、ガイドライン上、社会保険等に参加し保険料を適正に納付することが求められている。
(・平成 3 年 建設産業における生産システム合理化指針
・平成 23 年 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン)
- しかし、現在の現場の状況を見ると、民間工事の発注者・元請間や元請・下請間、下請・再下請間では、トン単価・㎡単価等による見積が一般的となっており、法定福利費が具体的にどうなっているのかが見えない状態となっている。

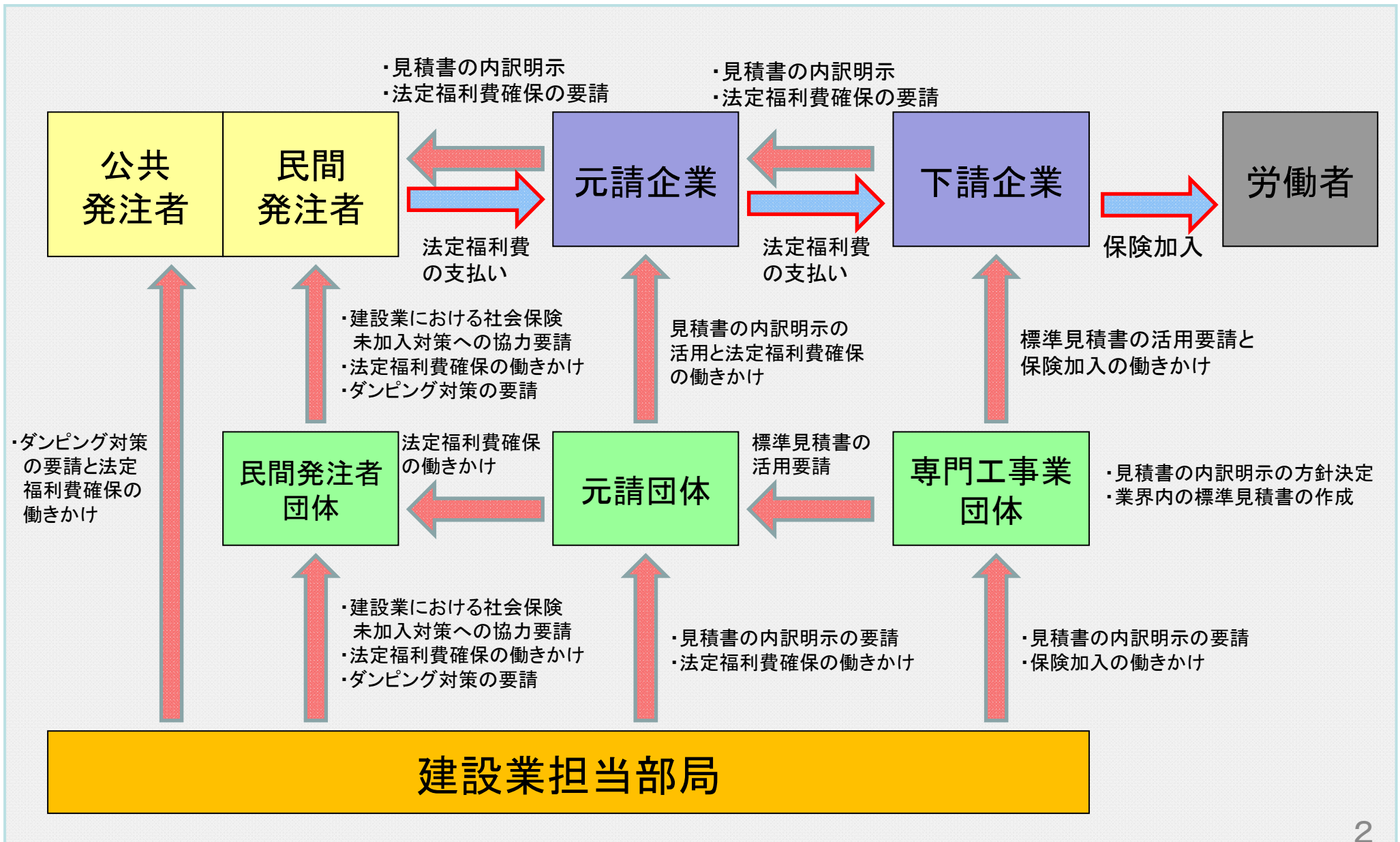
対応方針

- 見積の方式を変更し、従来の総額単価だけでなく、これに含まれる法定福利費見込額を内訳として明示することにより、必要な金額の確保に繋げることとする。
- このため、各専門工事業団体において、各々の専門工事業者の実情を踏まえた標準見積書を検討・作成し、その作成手順書と併せて会員企業に周知をするとともに、元請団体・元請企業にこの活用を求める。

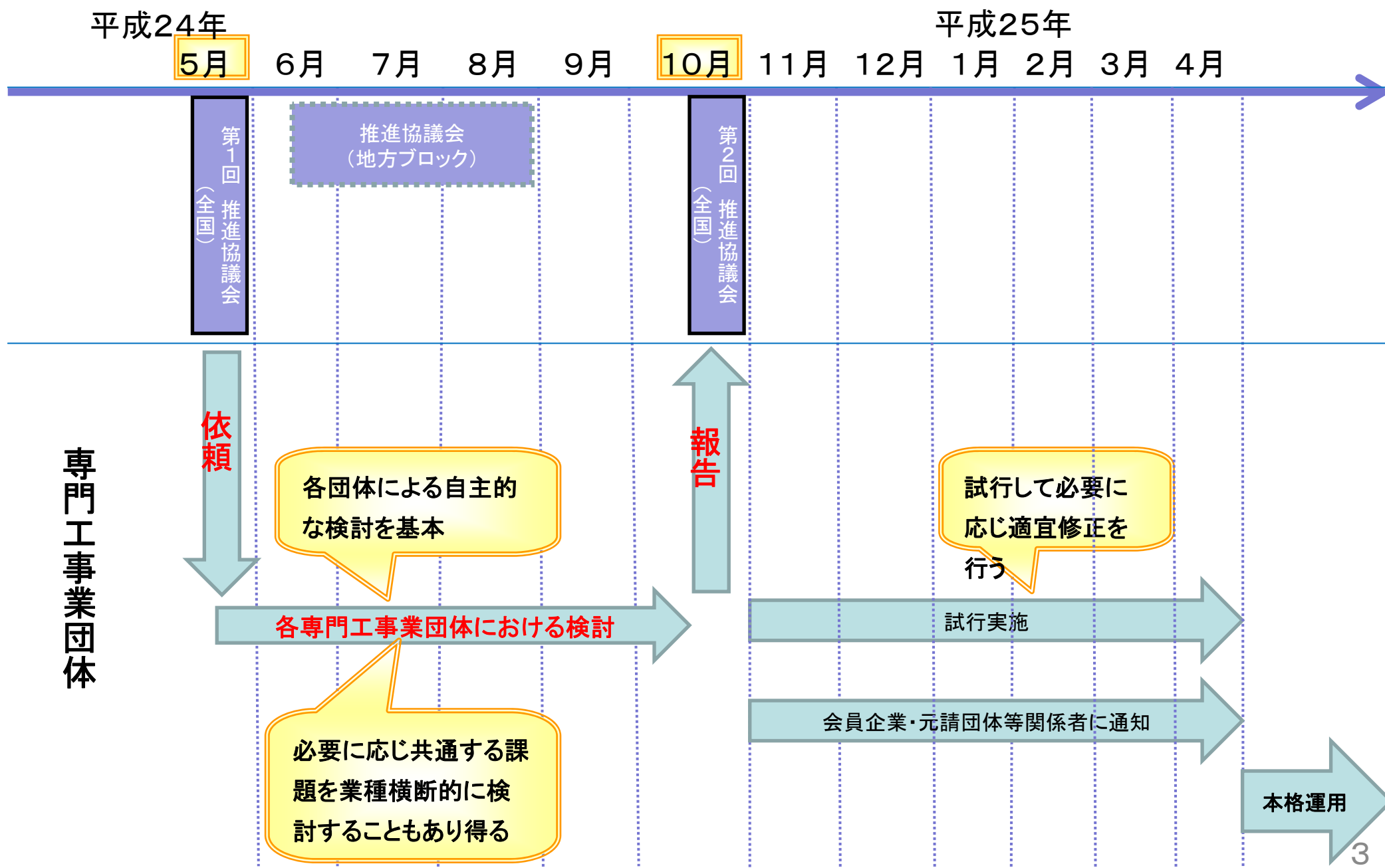
スケジュール

- 第 1 回推進協議会（5 月 29 日）において各専門工事業団体に依頼。
- 9 月頃までに各専門工事業団体において検討し、第 2 回推進協議会（10 月予定）に状況を報告。

法定福利費の確保に向けたイメージ図



標準見積書の作成に係るスケジュール(案)



過去の見積書の例

平均労務賃金及び諸経費表(昭和59年度)

⇒詳細は裏面へ

(略)					
(現場事務所経費を含む)	工具消耗、修理費用、什器備品、事務用品、 交際費、人件費等 作業員1名当り 平均 円/日	(%)	工具消耗、修理費用、什器備品、事務用品、 交際費、人件費等 作業員1名当り 平均 円/日	(%)	工具消耗、修理費用、什器備品、事務用品、 交際費、人件費等 作業員1名当り 平均 円/日
2 計		円		円	
法定福利費	① 円/日× / × = 円/日	円	① 円/日× / × = 円/日	円	① 円/日× / × = 円/日
イ. 健康保険料	② 円/日× / × = 円/日		② 円/日× / × = 円/日		② 円/日× / × = 円/日
事業主負担折半	③ 円/日× = 円/日		③ 円/日× = 円/日		③ 円/日× = 円/日
$\times \frac{1}{2}$	①+②+③		④ 円/日× = 円/日		①+②+③
1000 2	円/日+ 円/日+ 円/日= 円/日		①+②+③+④		円/日+ 円/日+ 円/日= 円/日
日雇健保			円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日= 円/日		
円以上 8級 ×1	① 円/日× / × = 円/日	円	① 円/日× / × = 円/日	円	① 円/日× / × = 円/日
2	② 円/日× / × = 円/日		② 円/日× / × = 円/日		② 円/日× / × = 円/日
円以上 7級 ×1	③ 円/日× / × = 円/日		③ 円/日× / × = 円/日		③ 円/日× / × = 円/日
2	④ 円/日× / × + 円/日		④ 円/日× / × = 円/日		④ 円/日× / × = 円/日
ロ. 雇用保険料	= 円/日		⑤ 円/日× / × + 円/日= 円/日		⑤ 円/日× / × + 円/日= 円/日
事業主負担	①+②+③+④		①+②+③+④+⑤		①+②+③+④+⑤
1000	円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日		円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日		円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日
	= 円/日		+ 円/日= 円/日		+ 円/日= 円/日
ハ. 厚生年金保険料	① 円/日× / × = 円/日	円	① 円/日× / × = 円/日	円	① 円/日× / × = 円/日
事業主負担折半	② 円/日× / × = 円/日		② 円/日× / × = 円/日		② 円/日× / × = 円/日
$\times \frac{1}{2}$	①+②		①+②		①+②
1000 2	円/日+ 円/日= 円/日		円/日+ 円/日= 円/日		円/日+ 円/日= 円/日
ニ. 労災保険料	作業員1名当り 平均 円/日	円	作業員1名当り 平均 円/日	円	作業員1名当り 平均 円/日
計	イ+ロ+ハ+ニ = 円/日	(%) 円	イ+ロ+ハ+ニ = 円/日	(%) 円	イ+ロ+ハ+ニ = 円/日
ホ. 退職金	建退共掛金および中退共掛金など 作業員1名当り 平均 円/日	円	建退共掛金および中退共掛金など 作業員1名当り 平均 円/日	円	建退共掛金および中退共掛金など 作業員1名当り 平均 円/日
3 計		円		円	
4 (1 + 2 + 3) 計		円		円	
店社諸費用					
I イ. 人件費	役職員給与等の費用 作業員1名当り 平均 円/日	円	役職員給与等の費用 作業員1名当り 平均 円/日	円	役職員給与等の費用 作業員1名当り 平均 円/日
ロ. 法定福利費	職員の社会保険の事業主負担額 作業員1名当り 平均 円/日	円	職員の社会保険の事業主負担額 作業員1名当り 平均 円/日	円	職員の社会保険の事業主負担額 作業員1名当り 平均 円/日
ハ. 厚生費	職員に対する慰安娯楽費、健康診断、慶弔見舞費用、	円	職員に対する慰安娯楽費、健康診断、慶弔見舞費用、	円	職員に対する慰安娯楽費、健康診断、慶弔見舞費用、

(略)

(日本建設躯体工事業団体連合会より)

※ 単価の金額を明記することについては、業界による価格カルテルのおそれがあるという公正取引委員会の指摘を受けた経緯がある。

平均労務賃金及び諸経費表（昭和59年度）

項目	職 種 名	エ ン ー カ ー		E・Cワーカー（土木）		E・Cワーカー（建築）			
1. 標準 労 務 賃 金	日 額（缺勤者方及び賃機械振付）	円（ %）		円（ %）		円（ %）			
雇用区分別標準労務賃金及び構成比	職 長、日額平均	円	%	職 長、日額平均	円	%	職 長、日額平均	円	%
	基幹要員 同上	円	%	基幹要員 同上	円	%	基幹要員 同上	円	%
	常雇一般工 同上	円	%	常雇一般工 同上	円	%	常雇一般工 同上	円	%
	臨時作業員 同上	円	%	臨時作業員 同上	円	%	臨時作業員 同上	円	%
	日雇作業員 同上	円	%	日雇作業員 同上	円	%	日雇作業員 同上	円	%
標準労務賃金計算内訳		職 長	円/日	基幹要員	円/日	円/日	常雇一般工	円/日	円/日
	常雇一般工	円/日	臨時作業員	円/日	臨時作業員		円/日		
	臨時作業員	円/日	日雇作業員	円/日	日雇作業員		円/日		
	日雇作業員	円/日	日雇作業員	円/日	日雇作業員		円/日		
現場及び店社管理費		E・Cワーカー		E・Cワーカー（土木）		E・Cワーカー（建築）			
項目	職 種 名								
2. 労 務 管 理 費	イ. 募 集 費	募集従事者及び応募者の日当、旅費、給費 募集専従者の費用（給与は除く） 作業員1名当り 平均 円/日	円	募集従事者及び応募者の日当、旅費、給費 募集専従者の費用（給与は除く） 作業員1名当り 平均 円/日	円	募集従事者及び応募者の日当、旅費、給費 募集専従者の費用（給与は除く） 作業員1名当り 平均 円/日	円		
ロ. 宿 舎 費	地代、家賃、修繕費、償却費などの建物費用、 管理人、炊事婦の人工費、水道光熱費、 什器備品費などの維持管理費 作業員1名当り 平均 円/日	円	円	地代、家賃、修繕費、償却費などの建物費用、 管理人、炊事婦の人工費、水道光熱費、 什器備品費などの維持管理費 作業員1名当り 平均 円/日	円	地代、家賃、修繕費、償却費などの建物費用、 管理人、炊事婦の人工費、水道光熱費、 什器備品費などの維持管理費 作業員1名当り 平均 円/日	円		
ハ. 交 通 費	運送手当、駐車場代、ガソリン、オイル、修理費、 車検、税金、車両保険、償却費等 作業員1名当り 平均 円/日	円	円	運送手当、駐車場代、ガソリン、オイル、修理費、 車検、税金、車両保険、償却費等 作業員1名当り 平均 円/日	円	運送手当、駐車場代、ガソリン、オイル、修理費、 車検、税金、車両保険、償却費等 作業員1名当り 平均 円/日	円		
ニ. 安 全 管 理 費	救護薬品器具、保護帽、安全帯、手袋等 安全教育のための受講費用、教育費等 作業員1名当り 平均 円/日	円	円	救護薬品器具、保護帽、安全帯、手袋等 安全教育のための受講費用、教育費等 作業員1名当り 平均 円/日	円	救護薬品器具、保護帽、安全帯、手袋等 安全教育のための受講費用、教育費等 作業員1名当り 平均 円/日	円		
ホ. 教 育 訓 練 費	技能養成、向上のための訓練費、雇用管理研修、 施工管理教育等 作業員1名当り 平均 円/日	円	円	技能養成、向上のための訓練費、雇用管理研修、 施工管理教育等 作業員1名当り 平均 円/日	円	技能養成、向上のための訓練費、雇用管理研修、 施工管理教育等 作業員1名当り 平均 円/日	円		
ヘ. 厚 生 費	型安研費、健康診断、慶弔見舞費用、食事補助、 作業衣等 作業員1名当り 平均 円/日	円	円	型安研費、健康診断、慶弔見舞費用、食事補助、 作業衣等 作業員1名当り 平均 円/日	円	型安研費、健康診断、慶弔見舞費用、食事補助、 作業衣等 作業員1名当り 平均 円/日	円		
ト. 労 災 上 乗 せ 費 用	互助会費、保険料、共济掛金など及び労災補償費 等の事業主負担分 作業員1名当り 平均 円/日	円	円	互助会費、保険料、共济掛金など及び労災補償費 等の事業主負担分 作業員1名当り 平均 円/日	円	互助会費、保険料、共济掛金など及び労災補償費 等の事業主負担分 作業員1名当り 平均 円/日	円		
チ. そ の 他	上記以外の労務管理費 円/日 作業員1名当り 平均 円/日	円	円	上記以外の労務管理費 円/日 作業員1名当り 平均 円/日	円	上記以外の労務管理費 円/日 作業員1名当り 平均 円/日	円		
（現場事務所経費を含む）		工具消耗、修理費用、什器備品、事務用品、 交際費、人件費等 作業員1名当り 平均 円/日	（ % ） 円	工具消耗、修理費用、什器備品、事務用品、 交際費、人件費等 作業員1名当り 平均 円/日	（ % ） 円	工具消耗、修理費用、什器備品、事務用品、 交際費、人件費等 作業員1名当り 平均 円/日	（ % ） 円		
2	計	円	円	円	円	円	円		
法定福利費	イ. 健康保険料	① 円/日× / x = 円/日 ② 円/日× / x = 円/日 ③ 円/日× = 円/日 ④ ①+②+③ 円/日+ 円/日+ 円/日= 円/日	円	① 円/日× / x = 円/日 ② 円/日× / x = 円/日 ③ 円/日× = 円/日 ④ 円/日× = 円/日 ⑤ ①+②+③+④ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日= 円/日	円	① 円/日× / x = 円/日 ② 円/日× / x = 円/日 ③ 円/日× / x = 円/日 ④ 円/日× / x = 円/日 ⑤ 円/日× / x + 円/日= 円/日 ⑥ ①+②+③+④+⑤ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日= 円/日	円		
	ロ. 雇用保険料	①+②+③+④ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日 = 円/日	円	①+②+③+④+⑤ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日 = 円/日	円	①+②+③+④+⑤ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日 = 円/日	円		
	ハ. 厚生年金保険料	① 円/日× / x = 円/日 ② 円/日× / x = 円/日 ③ 円/日× / x = 円/日 ④ 円/日× / x + 円/日 = 円/日 ⑤ ①+②+③+④ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日 = 円/日	円	① 円/日× / x = 円/日 ② 円/日× / x = 円/日 ③ 円/日× / x = 円/日 ④ 円/日× / x = 円/日 ⑤ 円/日× / x + 円/日 = 円/日 ⑥ ①+②+③+④+⑤ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日 = 円/日	円	① 円/日× / x = 円/日 ② 円/日× / x = 円/日 ③ 円/日× / x = 円/日 ④ 円/日× / x = 円/日 ⑤ 円/日× / x + 円/日 = 円/日 ⑥ ①+②+③+④+⑤ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日 = 円/日	円		
	ニ. 労 災 保 険 料	① 円/日+ 円/日= 円/日 ② 円/日× / x = 円/日 ③ ①+② 円/日+ 円/日= 円/日	円	① 円/日+ 円/日= 円/日 ② 円/日× / x = 円/日 ③ ①+② 円/日+ 円/日= 円/日	円	① 円/日+ 円/日= 円/日 ② 円/日× / x = 円/日 ③ ①+② 円/日+ 円/日= 円/日	円		
ホ. 退 職 金	①+②+③+④ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日 = 円/日	（ % ） 円	①+②+③+④+⑤ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日 = 円/日	（ % ） 円	①+②+③+④+⑤ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日 = 円/日	（ % ） 円			
	①+②+③+④+⑤ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日 = 円/日	円	①+②+③+④+⑤ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日 = 円/日	円	①+②+③+④+⑤ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日 = 円/日	円			
	①+②+③+④+⑤ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日 = 円/日	円	①+②+③+④+⑤ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日 = 円/日	円	①+②+③+④+⑤ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日 = 円/日	円			
	①+②+③+④+⑤ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日 = 円/日	円	①+②+③+④+⑤ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日 = 円/日	円	①+②+③+④+⑤ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日+ 円/日 = 円/日	円			
4 (1 + 2 + 3) 計	円	円	円	円	円	円			
店 社 諸 費 用	イ. 人 件 費	役員給料等の費用 作業員1名当り 平均 円/日	円	役員給料等の費用 作業員1名当り 平均 円/日	円	役員給料等の費用 作業員1名当り 平均 円/日	円		
	ロ. 法定福利費	職員の社会保険の事業主負担額 作業員1名当り 平均 円/日	円	職員の社会保険の事業主負担額 作業員1名当り 平均 円/日	円	職員の社会保険の事業主負担額 作業員1名当り 平均 円/日	円		
	ハ. 厚 生 費	職員に対する型安研費、健康診断、慶弔見舞費用、 食事手当、作業衣等 作業員1名当り 平均 円/日	円	職員に対する型安研費、健康診断、慶弔見舞費用、 食事手当、作業衣等 作業員1名当り 平均 円/日	円	職員に対する型安研費、健康診断、慶弔見舞費用、 食事手当、作業衣等 作業員1名当り 平均 円/日	円		
	ニ. 旅 費 交 通 費	作業員1名当り 平均 円/日	円	作業員1名当り 平均 円/日	円	作業員1名当り 平均 円/日	円		
ホ. 通 信 費	ハ. 広 告 宣 伝 費	作業員1名当り 平均 円/日	円	作業員1名当り 平均 円/日	円	作業員1名当り 平均 円/日	円		
	ロ. 接 待 交 際 費	作業員1名当り 平均 円/日	円	作業員1名当り 平均 円/日	円	作業員1名当り 平均 円/日	円		
	リ. 事 務 消 耗 費	作業員1名当り 平均 円/日	円	作業員1名当り 平均 円/日	円	作業員1名当り 平均 円/日	円		
	ル. 保 険 料	作業員1名当り 平均 円/日	円	作業員1名当り 平均 円/日	円	作業員1名当り 平均 円/日	円		
ヲ. 公 租 公 課	ア. 公 租 公 課	作業員1名当り 平均 円/日	円	作業員1名当り 平均 円/日	円	作業員1名当り 平均 円/日	円		
	カ. そ の 他	作業員1名当り 平均 円/日	円	作業員1名当り 平均 円/日	円	作業員1名当り 平均 円/日	円		
	計	①+②+...+オ+ワ+カ= 円/日	（ % ） 円	①+②+...+オ+ワ+カ= 円/日	（ % ） 円	①+②+...+オ+ワ+カ= 円/日	（ % ） 円		
	Ⅱ 通 正 利 潤	円/日× = 円/日	（ % ） 円	円/日× = 円/日	（ % ） 円	円/日× = 円/日	（ % ） 円		
5	計 (1 + Ⅱ)	円	円	円	円	円	円		
合 計 (4 + 5)		円	円	円	円	円	円		

標準見積書の作成に当たっての検討課題

○ 標準見積書の作成に当たっては、例えば、次のような点について検討を進める必要がある。

(例)

- 標準見積書の様式
- 単価が指し値で決められることが多い中で検討の出発点とすべき単価
- 単価に含まれる法定福利費の切り出し方
- 建設・土木の別、重層化の回数に応じた設定方法
- 個別事業者が様式に記載しようとする時の内訳の算出方法

など

国土交通省直轄土木工事における法定福利費の確保について

- ◆国土交通省では建設業の社会保険の加入徹底に向けた対策を検討しており、関係業界団体・労働者団体等で構成する検討会において、法定福利費については、「発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを周知徹底するとともに、個別の請負契約の当事者間において見積等から適正に考慮するよう徹底する」とこととされた（平成24年2月「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」取りまとめ）。
- ◆国土交通省直轄土木工事における現在の積算では、実態調査による法定福利費の支払額に基づき現場管理費の一部として計上されているが、本来事業者が負担すべき法定福利費（事業主負担分）の額について、予定価格に適切に反映できるように現場管理費率式の見直しを実施。（国土交通省土木工事標準積算基準書）

見直しの結果

	現場管理費に占める法定福利費の割合		予定価格への影響
	見直し前	見直し後	
21工事区分平均	18.75%	22.07%	0.80%

※予定価格への影響は、各工種区分毎の平均工事価格（直接工事費）で算出。

- ◆見直し後の現場管理費率の適用は、平成24年4月1日以降入札する工事から適用する。

法定福利費の確保に向け、行政・元請が行う取組

行政

民間発注者への要請・周知

- ・民間発注者（デベロッパー、ハウスメーカーなど）・団体に対し、下記の事項を周知徹底する。
 - ①建設業において社会保険未加入対策を推進していること
 - ②法定福利費は、本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であり、「発注者・受注者間における法令遵守ガイドライン」に明示していること
 - ③ダンピングの防止や法定福利費の確保に配慮願いたいこと

地方公共団体へのダンピング対策の要請

- ・国と同等以上の水準のダンピング対策の実施
- ・予定価格等の事前公表の取りやめ

ガイドラインへの位置付け

- ・建設業の見積等について定める「建設業法令遵守ガイドライン」に下請からの見積時から法定福利費を適正に確保すべき旨を位置付け

元請団体への要請

- ・元請団体を通じ元請企業に対し、下請契約の見積時から法定福利費を適正に考慮するよう指導
- ・元請団体に対して、専門工事業団体に対し法定福利費内訳表示による見積を要請するとともに、法定福利費の確保を宣言するよう働きかけ

元請

発注者団体への働きかけ

- ・元請団体から発注者団体に対して法定福利費の確保を働きかけ。
- ・受注段階で元請から発注者に対して法定福利費の確保を要請。

元請企業への指導

- ・団体として発注者団体に対してダンピングの防止、法定福利費の確保を働きかけ。
- ・受注段階で発注者に対して法定福利費の確保を図るよう会員企業に呼びかけ。
- ・下請専門団体に対して法定福利費内訳表示による見積を要請。
- ・会員企業に対し、下請からの見積書における法定福利費内訳明示のための標準見積書を活用して法定福利費を適正に確保するよう徹底（諸経費を含めた費目を積み上げつつ値引を一式とする慣行の見直し）。
- ・団体としての下請業者に対して法定福利費相当額を確保する旨宣言。

社会保険未加入対策推進地方協議会について(案)

(1) 目的

○地域ごとに、その実情に応じ社会保険加入を地域の関係者を挙げてきめ細かく推進する観点から、全国団体により構成される「社会保険未加入対策推進協議会」(以下「全国協議会」という。)に準じ、地方ブロックにおいて「社会保険未加入対策推進地方協議会」(以下「地方協議会」という。)を開催する。

(2) 位置付け・活動内容

○全国協議会の各地方版として位置付け。

○地域に漏れがないよう地方ブロック単位での設置を原則とするが、地域の実情に応じて、都道府県単位で設置することも可能とする。

(3) 構成員

① 構成員の考え方

地方協議会については、社会保険未加入対策を関係者が一体となって進めるために、情報共有を図るとともに、必要な協議を行う場であることから、可能な限り多くの参加者を得て推進の原動力としていくことを基本としつつ、地域の実情に応じたメンバー構成とすることが望ましい。

② 構成員の基本的なイメージ

構成員の種類	想定される団体	出席者のレベル
建設業団体	日建連、全建、建専連、全中建、建産連、 建専連会員団体 全建総連 等全国協議会 に参加する団体の支部	地方支部の役付理事クラス
関係団体	発注者団体、行政書士会、社労士会 等 (必要に応じて参加を求めることも可)	上に同じ
(学識経験者)	(必要に応じて参加を求めることも可)	
厚生労働部局	(雇用保険) 都道府県労働局 (健康保険) 地方厚生局 (年金保険) 地方厚生局 日本年金機構(ブロック本部)	部長クラス 本部長クラス
建設業担当部局	地方整備局 都道府県	部長クラス 部長クラス

③ 構成員選定に当たっての考え方

ア 建設業団体

全国協議会に参加する建設業者団体(届出団体)のうち、地方組織が存在する団体について参加を要請する。

各地方ブロックにおいて、建設業者団体支部が一に限り存在する場合は、当該支部に参加を要請し、都道府県単位で支部が存在するなど、該当する支部が複数存在する場合は、可能な限り代表団体を一つに絞った上で、参加を要請することを原則とする。

イ 関係団体

理解のある発注者団体や、行政書士会、社労士会等について、各ブロックの判断において参加を求めることも可能である。

ウ 学識経験者

建設労働者の社会保険未加入問題等に造詣のある有識者について、各ブロックの判断において参加を求めることも可能である。

エ 厚生労働部局

- ・雇用保険 都道府県労働局
- ・健康保険 地方厚生局
- ・年金保険 地方厚生局(日本年金機構(ブロック本部)については、地方厚生局から声掛け)

(4)活動計画

1年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(24年度)			第1回									
2年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(25年度)			第2回									

開催日時については各ブロック単位で設定する。

(5)規約

地方協議会ごとに規約を作成・決定する。規約については、設置の目的、協議会の事務、事務局、雑則等を内容とする。

(6)役員

- ①地方協議会においては、必要に応じ会長を置く。ただし、都道府県単位で地方協議会を設置する場合など、地域の実情に応じ建政部長以外の者を会長とすることも妨げない。
- ②会長は、地方協議会を代表し、運営を統括する。
- ③地域の実情に応じ必要があれば副会長を選出する。
- ④会長(及び副会長)の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(7)事務局

地方整備局建政部建設業担当課

(8)第1回地方協議会の概要

- ・第1回全国協議会の内容の紹介を基本とする。

(例)

- ・社会保険未加入問題対策の全体像、地方協議会設置の趣旨説明
- ・地方協議会規約の決定
- ・全国協議会の内容紹介

(社会保険加入促進計画の作成、法定福利費に係る標準見積書の作成、行政取り組み計画案、全国協議会における申し合わせ、周知・啓発資料の紹介、日建連社会保険加入促進計画の紹介 等)

(9)ワーキンググループの設置

地方協議会の円滑な運営に資するため、地方協議会における中心的な構成員をメンバーとしたワーキンググループを設置することも可能とする。なお、ワーキンググループを設置する場合には、地方協議会の規約にもその旨を記載すること。

社会保険等に参加しましょう

— みんなで取り組む保険加入 —

建設労働者の処遇を向上し、建設産業を魅力ある職場にするために、行政、元請企業、下請企業など関係者が一体となった保険加入徹底に向けた取り組みを平成24年度より開始します。

- 国土交通省発注工事では必要な法定福利費を確保しています。
- 平成24年度より、社会保険等未加入企業には、様々な場面で加入指導が始まります。

社会保険等未加入に対する取組へのお問い合わせ先

■(一財)建設業振興基金 構造改善センター

TEL : 03-5473-4572 FAX : 03-5473-4594

受付時間／9:00～12:00 13:00～17:00(土日・祝祭日を除く)

※保険加入に当たっての手続き等については、社会保険労務士会と連携した体制を構築してご相談に対応いたします。

<建設業法違反に関する通報窓口>

■国土交通省建設業法令遵守本部「駆け込みホットライン」

TEL : 0570-018-240 (全国共通)

受付時間／10:00～12:00 13:30～17:00(土日・祝祭日・閉庁日除く)

FAX : 0570-018-241

E-mail: kakekomi-hl@mlit.go.jp

国土交通省 厚生労働省

配布団体のクレジット

社会保険等未加入に対する取組

平成29年度を目途に、企業単位では加入義務のある建設業許可業者の加入率100%となるよう社会保険等未加入企業に対する加入指導を強化します。

実施項目	実施内容
経営事項審査の厳格化 【平成24年7月より実施】	・経営事項審査において、保険関係の審査項目の区分の見直し(①雇用保険、②健康保険、③厚生年金保険)及び未加入の場合の減点幅拡大により、未加入企業に対する評価の厳格化を図ります。
【平成24年11月より実施】	・未加入企業に対しては、文書により保険加入を指導し、一定期間後、加入状況の報告を求めます。 ・指導後も加入しない場合は、社会保険担当部局(日本年金機構、地方労働局等)へ通報します。
建設業担当部局による立入検査 【平成24年11月より実施】	【営業所への立入検査】 ・建設業法に基づく立入検査において、労働者名簿、賃金台帳、保険関係書類を確認することにより、企業単位、労働者単位での保険加入状況を確認します。 ・未加入企業に対しては、文書により保険加入を指導し、一定期間後、加入状況の報告を求めます。 ・指導後も加入しない場合は、社会保険担当部局(日本年金機構、地方労働局等)へ通報します。 【工事現場への立入検査】 ・建設業法違反に関する検査に併せて、保険加入に関する調査を実施します。 ・調査の結果、下請企業に対する保険加入に関する指導がなされていない元請企業には注意喚起等を行います。
建設業許可更新時の加入状況確認 【平成24年11月より実施】	・建設業許可・更新の申請時の添付書類に保険加入状況を記載した書面を追加し、保険の加入状況を確認します。 ・未加入企業に対しては、文書により、保険加入を指導します。 ・指導しても保険に未加入の場合には、社会保険担当部局(日本年金機構、地方労働局等)へ通報します。

加入手続きは、

労働保険 : 労働基準監督署及び公共職業安定所

社会保険 : 年金事務所

で行っておりますので、未加入の場合は、速やかにご相談ください。

労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所の所在地は以下のアドレスから確認できます。

労働基準監督署 → <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

公共職業安定所 → <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

年金事務所 → <http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

◎ 各種の届出等の事務処理については、社会保険労務士に依頼することもできます。手続依頼の相談についても、(一財)建設業振興基金構造改善センターへお問い合わせください。

社会保険等に参加しましょう

— みんなで取り組む保険加入 —

建設労働者の処遇を向上し、建設産業を魅力ある職場にするために、行政、元請企業、下請企業など関係者が一体となった保険加入徹底に向けた取り組みを平成24年度より開始します。

- 国土交通省発注工事では必要な法定福利費を確保しています。
- 平成24年度より、社会保険等未加入企業には、様々な場面で加入指導が始まります。

社会保険等未加入に対する取組へのお問い合わせ先

■(一財)建設業振興基金 構造改善センター

TEL : 03-5473-4572 FAX : 03-5473-4594

受付時間／9:00～12:00 13:00～17:00(土日・祝祭日を除く)

※保険加入に当たっての手続き等については、社会保険労務士会と連携した体制を構築してご相談に対応いたします。

<建設業法違反に関する通報窓口>

■国土交通省建設業法令遵守本部「駆け込みホットライン」

TEL : 0570-018-240 (全国共通)

受付時間／10:00～12:00 13:30～17:00(土日・祝祭日・閉庁日除く)

FAX : 0570-018-241

E-mail: kakekomi-hl@mlit.go.jp

国土交通省 厚生労働省

配布団体のクレジット

社会保険等未加入に対する取組

平成29年度を目途に、企業単位では加入義務のある建設業許可業者の加入率100%となるよう社会保険等未加入企業に対する加入指導を強化します。

実施項目	実施内容
建設業担当部局による立入検査 【平成24年11月より実施】	【営業所への立入検査】 ・建設業法に基づく立入検査において、労働者名簿、賃金台帳、保険関係書類を確認することにより、企業単位、労働者単位での保険加入状況を確認します。 ・未加入企業に対しては、文書により保険加入を指導し、一定期間後、加入状況の報告を求めます。 ・指導後も加入しない場合は、社会保険担当部局（日本年金機構、地方労働局等）へ通報します。
	【工事現場への立入検査】 ・建設業法違反に関する検査に併せて、保険加入に関する調査を実施します。 ・調査の結果、下請企業に対する保険加入に関する指導がなされていない元請企業には注意喚起等を行います。
建設業許可更新時の加入状況確認 【平成24年11月より実施】	・建設業許可・更新の申請時の添付書類に保険加入状況を記載した書面を追加し、保険の加入状況を確認します。 ・未加入企業に対しては、文書により、保険加入を指導します。 ・指導しても保険に未加入の場合には、社会保険担当部局（日本年金機構、地方労働局等）へ通報します。

加入手続きは、

労働保険：労働基準監督署及び公共職業安定所

社会保険：年金事務所

で行っておりますので、未加入の場合は、速やかにご相談ください。

労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所の所在地は以下のアドレスから確認できます。

労働基準監督署 → <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

公共職業安定所 → <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

年金事務所 → <http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

◎ 各種の届出等の事務処理については、社会保険労務士に依頼することもできます。手続依頼の相談についても、（一財）建設業振興基金構造改善センターへお問い合わせください。

あなたは社会保険等に 加入していますか？

建設労働者の処遇を向上し、建設産業を魅力ある職場にするために、行政、元請企業、下請企業など関係者が一体となった保険加入徹底に向けた取り組みを平成24年度より開始します。

社会保険等へ加入するメリットとは？

社会保険等へ加入していると、家族の生活が守られます。

- ・けが・病気で働けない場合 ➡ 給付を受けられます。
- ・万一障害を負った場合 ➡ 年金の給付を受けられます。
- ・万一ご本人が死亡した場合 ➡ ご遺族が年金の給付を受けられます。

ご自身が社会保険に加入しているか確認するには？

- 給与明細等に、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の天引きがあることを確認して下さい。
- 分からない場合は、所属している会社の給与担当者などに確認して下さい。

国土交通省 厚生労働省

配布団体のクレジット

社会保険等へ未加入の場合は？

- 所属している会社へご相談いただき、加入手続きを行ってください。
- 会社へ相談しても加入できない場合は、下記保険担当部局へご相談ください。

加入手続き・相談窓口

労働保険：労働基準監督署及び公共職業安定所

社会保険：年金事務所

労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所の所在地は以下のアドレスから確認できます。

労働基準監督署→ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

公共職業安定所→ <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

年金事務所 → <http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

分からないことがあった場合のお問い合わせ先

■国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 労働資材対策室

TEL：03-5253-8111(代表)

＜建設業法違反に関する通報窓口＞

■国土交通省建設業法令遵守本部「駆け込みホットライン」

TEL：0570-018-240（全国共通）

受付時間／10:00～12:00 13:30～17:00(土日・祝祭日・閉庁日除く)

FAX：0570-018-241

E-mail: kakekomi-hl@mlit.go.jp

社会保険等未加入に対する取組

平成29年度を目途に、企業単位では加入義務のある建設業許可業者の加入率100%となるよう社会保険等未加入企業に対する加入指導を強化します。

実施項目	実施内容
元請企業による下請指導 【平成24年11月より実施】	・作業員名簿において、各作業員の加入している健康保険、年金保険及び雇用保険の名称及び被保険者番号等の記載欄が追加されます。 ・元請企業は、新規入場者の受け入れに際して、この作業員名簿により、各作業員の社会保険等の加入状況を確認し、未加入の作業員がいる下請企業に対しては、作業員を適切な保険に加入させるよう指導します。 ・遅くとも平成29年以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めません。

社会保険加入促進計画

平成24年4月19日
社団法人日本建設業連合会

1. 基本的な方針

社会保険等の加入促進の実効性を確保するためには、行政、元請企業、下請企業等が一体となって推進していくことが必要である。

日建連は、元請企業としての責務を果たすべく、団体が取り組むべき対策、正会員（以下「会員企業」という。）が自ら実施すべき対策を取り決め、その推進を図っていく。

一方、行政に対しても社会保険等の加入を建設業の許可・更新の要件とすることや、派生する問題である重層下請構造の是正、法定福利費の計上、さらには低入札防止対策の強化への主導的な取り組みを強く求めていく。（別紙参照）

社会保険等は、法令に基づき加入義務が課せられており、未加入企業、未加入者が利するような環境にならないよう配慮すべきは当然である。従って、社会保険等の未加入対策の実施に当たっては、一定の時期、段階において、法令遵守の実効性の上がる措置の一斉適用が必要である。

また、技能労働者の処遇改善により人材確保を図るという本来の目的に照らし、前記措置の一斉適用の時期に合わせ、社会保険等の費用が末端の作業員まで行き渡る仕組みの構築を検討していかなければならない。

なお、今後、会員企業144社に対して、下請企業を含めた、社会保険等の加入の実態調査を実施し、調査結果に基づき本計画の見直しを行うこととする。

2. 取り組みの内容

（１）期間

国の計画と同様、平成24年度を初年度とする5年間の計画とする。

（２）団体が取り組むべき対策

①「社会保険未加入対策推進協議会」への参画

- ・建設業担当部局、社会保険担当部局、学識経験者、建設業団体等で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、元請の立場から効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実効性の上がる対策について積極的に意見具申する。

②会員企業への周知

- ・ 保険未加入対策に関する会員企業への啓蒙を図るとともに、会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。

③専門工事業団体との連携

- ・ (社)建設産業専門団体連合会と連携し、専門工事業者の保険加入状況を把握するとともに、加入促進を図るための施策を検討する。

④就労履歴管理システムの構築等

- ・ 就労者情報の集約管理による省力化、効率化を図るとともに、事業所での作業員の保険加入の信憑性確認を行うため、就労履歴管理システム、又は保険加入チェックシステムの構築、あるいは政府で導入が検討されている共通番号制度の活用について、国と一体となった検討体制に参画して、実用化に向けた検討を進める。

⑤法定福利費等の確保

- ・ 国と一体となって見積・契約・支払における法定福利費の取扱いについて検討する。
- ・ 民間発注者団体に対して、法定福利費の確保を働き掛ける。
- ・ 会員企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に確保するとともに、専門工事業団体が作成する標準見積書の活用を周知方要請する。
- ・ 法定福利費に併せて、建退共制度について、建退共本部の展開する加入促進活動への積極的な支援を行う。

⑥適正工期の確保

- ・ 適正な工期の設定は、労働環境の悪化を防ぎ、結果として安定的な雇用環境が確保されることになる。この目標実現に向けてアンケート調査による現状の把握、国に対する4週8休の建設業法令遵守ガイドラインへの明記の要請、パンフレット等による民間発注者への働き掛けを行う。

⑦重層化の改善

- ・ 「一人親方」「偽装請負」など職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性を的確に判断できる教宣資料を作成し、会員企業への周知徹底を図る。
- ・ 下請契約時の関係法令の適法性のチェック徹底による下請企業の選定、さらには同主旨の下請企業に対する指導を会員企業に要請する。

⑧実効性のある低入札防止対策の徹底

- ・ 国、地方自治体等の発注者に対して、実効性のある低入札防止対策の実施を求める。

(3) 会員企業が自ら実施すべき対策

①保険加入状況の確認及び指導

- ・ 下請企業に対して、協力会社ならびに現場において社会保険等の加入の周知・啓発を図る。
- ・ 下請企業との契約時における社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入企業に対して保険加入を指導する。(2次下請以降は1次下請経由で指導)
- ・ 現場における新規入場者の社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入者の所属企業に対して保険加入を指導する。(2次下請以降は1次下請経由で指導)

②法定福利費等の確保

- ・ 発注者との見積交渉、入札、契約に当たり、発注者の理解を得ながら、適正な法定福利費の計上に努める。
- ・ 下請企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に考慮するよう指導する。
- ・ 法定福利費に併せて、建退共制度加入に必要な費用も同様の取扱いとなるよう取り組む。

③重層化の改善

(上記(2)⑦の教宣資料の作成を受けて、以下の事項について取り組む)

- ・ 下請企業に対して、「一人親方」「偽装請負」など、職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性のチェック、指導を行うとともに、適法な下請企業の選定、さらには同主旨の再下請企業への指導を求める。

④保険未加入企業及び未加入の作業員の排除

- ・ 平成29年度以降(社会保険等の加入促進が一定程度進捗した段階)、保険未加入企業との契約を禁止することや、未加入の作業員の現場からの排除に取り組む。

以上

行政に対する要請

1. 実効性の上がる保険未加入企業の排除

- ・建設業法に基づく建設業の許可、あるいは許可更新時に、社会保険等の加入状況を許可要件とするなど、実効性のある措置の実施を求める。
- ・本施策の全国の行政及び発注部局、さらには全発注者への指導徹底を求める。併せて、上記施策の進捗状況の公表を求める。

2. ガイドラインの作成

- ・元請企業による下請指導や下請企業による取組みについて、現場や事業所での施策の徹底を図るとともに、混乱の回避や過度な負担を避けるべく、本施策実施に当たってのガイドラインの作成を求める。

3. 関係行政部局との連携強化

- ・社会保険担当部局による未加入企業及び未加入者に対する更なる厳格な対応を求める。
- ・厚生労働省、日本年金機構等との全国的な連携体制による保険加入状況等の調査、指導等を求める。
- ・社会保険加入状況の情報開示及び資料提供を求める。

4. 就労履歴管理システムの構築

- ・就労者情報の集約管理による省力化、効率化を図るため、就労履歴管理システムの構築、あるいは政府で導入が検討されている共通番号制度の活用を求める。（各企業の社会保険の加入状況も公開情報とする）
- ・本システムには、建設業法に基づく各種申請業務や所有資格情報等を一元管理し、共有化した効率的な運用による手間と経費の軽減等が期待される。本システムが建設産業にとって画期的なものとなるよう行政としての課題の整理を求める。
- ・本システムの構築に向けたロードマップの作成を求める。

5. 重層下請構造の改善

- ・技術者データベースや施工体制台帳等に基づく一括下請負禁止の確認、及び主任技術者の配置の徹底に向けた運用を求める。
- ・「一人親方」「偽装請負」に歯止めを掛けるため、職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性の判断基準の作成、及び周知徹底等を求める。さらに一定程度の理解が得られた段階において、同法の厳格な運用を求める。
- ・全国全ての発注部局および民間発注者において、工事の平準化発注、お

よび発注者に起因する着工遅れの解消、並びに適正工期の確保がなされるよう指導徹底を求める。

6. 法定福利費等の計上及び民間発注者への指導

- ・見積書に計上する「工事費の法定福利費の算出基準」の作成を求める。
- ・法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきとした、「発注者・受注者間における建設業法法令遵守ガイドライン」の周知徹底を求める。
- ・上記算出基準に基づく法定福利費の請負契約への適用、及び受発注者の法令遵守ガイドラインの民間発注者への指導徹底を求める。
- ・保険未加入対策に併せて実施することが効果的であると考えられる建退共制度の加入促進策の検討を求める。

7. 社会保険加入促進による影響・効果の把握とその対応策の検討

- ・業者数、従業員数、就労者数の増減等、施策に対する評価、レビューを行い、その状況に応じた施策実行の見直しの検討を求める。

8. 工程表の作成

- ・各施策の段階的な目標・達成レベルを明示した工程表の作成を求める。

以上

【参考】

「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」の 実施における基本方針について

平成二十一年五月二十二日

社団法人 日本建設業団体連合会

「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」を実施するため、日建連および日建連会員企業は以下の基本方針に取り組むこととする。

一、賃金

- ①日建連会員企業は、建設技能者全体の賃金を改善することに努めることとする。
- ②日建連会員企業は、基幹技能者の職長の中から、日建連会員企業が特に優秀と認めた者を優良技能者と認定し、優良技能者の標準目標年収が六〇〇万円以上となるよう努めることとする。
- ③日建連は、(社)建設産業専門団体連合会と協調し優良技能者の賃金改善に努めることとする。

二、建設業退職金共済制度

共済証紙購入費用について、

- ①日建連会員企業は、民間発注者に負担の理解を得られるよう努めることとする。
- ②日建連会員企業は、民間発注者の理解を得られない部分について下請と協調しつつ、一定の負担に応じながら完全実施に努めることとする。
- ③日建連は、建設業退職金共済制度の運用について(独)勤労者退職金共済機構建設業退職金事業共済本部にその改善要望を行うこととする。

三、重層化

日建連会員企業は、重層下請構造の改善のため、

- ①重層下請次数を原則三次以内とする。
- ②また、五年後をめどに二次以内を目指して取り組むこととする。

四、教育

教育への支援について、

- ①日建連会員企業は、工業高校等の教育機関への講師派遣および作業所へのインターンシップ受け入れの支援について、積極的に取り組むこととする。
- ②日建連は、建設技能者の育成のため、(社)建設産業専門団体連合会と協力しながら技能資格を有する若年建設技能者に対し、補助金を拠出する制度を創設する。
- ③日建連は、富士教育訓練センターと協力しながら工業高校教師および専門工事業経営者等への教育実施のための費用の一部を補助する制度を創設する。

五、作業所労働時間・労働環境

日建連会員企業は、作業所労働時間・労働環境の改善のため、

- ①作業所日曜全閉所および土曜五〇%閉所を実施すべく努めることとする。
- ②快適職場認定一〇〇%取得を実施する。さらに快適職場認定のみならず、よりいっそう労働環境の改善に努めることとする。

六、広報

日建連および日建連会員企業は、提言の実現のため、広報活動の強化を図る。

例えば、建設業退職金共済制度について、制度の存在、意義等のPR、建設現場の仮囲いを利用した広報活動の実施 等

以 上

社会保険未加入対策の推進に関する申し合わせ

建設産業においては、建設投資の急激かつ大幅な減少に伴い価格競争が激しくなり、本来負担すべき雇用、医療、年金保険の法定福利費を適正に負担せずに低価格競争を行う企業や事業者が存在しています。その結果、技能労働者の離職や若年入職者の減少が進み、真面目に技能労働者を遇する企業ほど不利になり、技能労働者の確保と、事業者間の公平で健全な競争環境を構築するために、社会保険未加入問題は、今日もはや避けては通れない重要な課題となっています。

こうした状況に鑑み、本日、建設産業に関わる関係者が一同に会して、社会保険未加入対策推進協議会を設立いたしました。

私たち行政・元請企業・下請企業・建設労働者といった関係者は、これを機にそれぞれの立場で社会保険加入に向けた取組を計画的に着実に進めるとともに、社会保険加入の前提となる法定福利費の原資の確保に向け、発注者から下請企業まで適正に支払われるようそれぞれの立場からの取組を行うなど社会保険未加入問題への対策を総合的に推進します。そのため、関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって、社会保険加入を徹底することを申し合わせます。

平成24年5月29日
社会保険未加入対策推進協議会

「みんなで取り組む」建設業の保険加入

～平成24年7月から、新たな取り組みがスタートします～

参考資料1

[平成24年7月改正]

※を追加

建設業の社会保険未加入対策の一環として、省令等^(※)の改正が行われました(H24.5.1公布)。
これを受け、次のとおり、新たな取り組みがスタートします。^(※)

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）

(1) 平成24年7月より、保険未加入企業に対する経営事項審査の評価が厳しくなります。

- 経営事項審査について、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への未加入企業に対する減点幅が拡大されます。

(3保険すべてに未加入の場合: 現行▲60点→改正後▲120点)

※11月より、国・都道府県の建設業担当部局は、経営事項審査時に未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。

(規則様式第25号の11・第25号の12、告示第1の4の1・付録第2関係)

(2) 平成24年11月より、許可申請書に、保険加入状況を記載した書面の添付が必要となります。

- 建設業の許可・更新の申請時に、新たに保険加入状況を記載した書面を提出していただきます。

国・都道府県の建設業担当部局は、申請者の保険加入状況を確認し、未加入であることが判明した企業に対しては、加入指導を実施します。

(規則第4条・様式(新)第20号の3関係)

(3) 平成24年11月より、施工体制台帳に、保険加入状況の記載が必要となります。

- 施工体制台帳に、特定建設業者及び下請企業の保険加入状況を記載していただきます。また、下請企業には、再下請企業の保険加入状況を特定建設業者に通知していただきます。

国・都道府県の建設業担当部局は、営業所への立入検査による保険加入状況の確認を行うとともに、工事現場への立入検査による施工体制台帳等の確認を行い、元請企業による下請企業への指導状況の確認を実施します。

(規則第14条の2・第14条の4関係)

経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書

平成 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 _____ 印

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード整理番号
申請年月日	01	平成 年 月 日	-

申請許可番号	02	大臣知事コード	国土交通大臣知事許可（般特 - ）第 号	許可年月日
				平成 年 月 日

前回申請許可番号	03	大臣知事コード	国土交通大臣知事許可（般特 - ）第 号	許可年月日
				平成 年 月 日

審査基準日	04	平成 年 月 日
-------	----	----------

申請等の区分	05	
--------	----	--

処理の区分	06	
-------	----	--

資本金総額又は出資総額	07	(千円)	法人又は個人の別	13	(1. 法人) (2. 個人)
-------------	----	------	----------	----	--------------------

商号又は名称のフリガナ	08	
-------------	----	--

商号又は名称	09	
--------	----	--

代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	
-----------------	----	--

代表者又は個人の氏名	11	
------------	----	--

主たる営業所の所在地市区町村コード	12	
-------------------	----	--

主たる営業所の所在地	13	
------------	----	--

郵便番号	14		電話番号	
------	----	--	------	--

許可を受けている建設業	15		(1. 一般) (2. 特定)
-------------	----	--	--------------------

経営規模等評価対象建設業	16	
--------------	----	--

基準決算		(千円)
直前の 審査基準日		(千円)

審 査 対 象 事 業 年 度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
営 業 利 益 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 (千円)	営 業 利 益 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 (千円)
減 価 償 却 実 施 額 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 (千円)	減 価 償 却 実 施 額 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 (千円)

経営状況分析を受けた機関の名称

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審 査 結 果 の 通 知 番 号	審 査 結 果 の 通 知 の 年 月 日
第 号	平成 年 月 日
再 審 査 を 求 め る 事 項	再 審 査 を 求 め る 理 由

連絡先
 所属等 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____
 ファックス番号 _____

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

審査基準日 平成 年 月 日 許可 号

電 話 番 号
市 区 町 村 コ ー ド
資 本 金 額
完成工事高／売上高（％）
行 政 庁 記 入 欄

殿

〔金額単位：千円〕

許可区分	建設工事の種類	総合評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						評点 (Z)
			N年平均	評点 (X ₁)	元請完成工事高 N年平均	技術職員数				その他	
	010 土 木 一 式										
	011 プレストレストコンクリート										
	020 建 築 一 式										
	030 大 工										
	040 左 官										
	050 とび・土工・コンクリート										
	051 法 面 処 理										
	060 石										
	070 屋 根										
	080 電 気										
	090 管										
	100 タイル・れんが・ブロック										
	110 鋼 構 造 物										
	111 鋼 橋 上 部										
	120 鉄 筋										
	130 ほ 装										
	140 し ゆ ん せ つ										
	150 板 金										
	160 ガ ラ ス										
	170 塗 装										
	180 防 水										
	190 内 装 仕 上										
	200 機 械 器 具 設 置										
	210 熱 絶 縁										
	220 電 気 通 信										
	230 造 園										
	240 さ く 井										
	250 建 具										
	260 水 道 施 設										
	270 消 防 施 設										
	280 清 掃 施 設										
	そ の 他										
	合 計										

自己資本額及び利益額	数 値	点 数
自己資本額		
利 益 額		
評 点 (X ₂)		

経営規模等評価の結果 を通知します。
総合評定値

平成 年 月 日

印

（参 考）

経営状況	決算	経営状況	決算
純支払利息比率		自己資本対固定資産比率	
負債回転期間		自己資本比率	
総資本売上総利益率		営業キャッシュフロー	
売上高経常利益率		利 益 剰 余 金	
		評 点 (Y)	

科 目	決算	科 目	決算	科 目	決算	科 目	決算
固 定 資 産		自 己 資 本		売 上 総 利 益		経 常 利 益	
流 動 負 債		総 資 本 (当 期)		受 取 利 息 配 当 金		営 業 キャッシュフロー (当 期)	
固 定 負 債		総 資 本 (前 期)		支 払 利 息		営 業 キャッシュフロー (前 期)	
利 益 剰 余 金		売 上 高					

- 「自己資本額」の欄に「*」がある場合には、自己資本額数値の算出において2期平均を採用した場合の評点または数値。
- 「行政庁記入欄」については、当該建設業者の営業に関する事項、経営状況に関する事項で、特記すべきことがあれば適宜記載するものとする。

その他の審査項目（社会性等）	数 値 等	点 数
雇 用 保 険 加 入 の 有 無		
健 康 保 険 加 入 の 有 無		
厚 生 年 金 保 険 加 入 の 有 無		
建 設 業 退 職 金 共 済 制 度 加 入 の 有 無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
労 働 福 祉 の 状 況		
営 業 年 数		年
民事再生法又は会社更生法の適用の有無		
建 設 業 の 営 業 の 状 況		
防 災 協 定 の 締 結 の 有 無		
防 災 活 動 へ の 貢 献 の 状 況		
営 業 停 止 処 分 の 有 無		
指 示 処 分 の 有 無		
法 令 遵 守 の 状 況		
監 査 の 受 審 状 況		
公 認 会 計 士 等 の 数		
二 級 登 録 経 理 試 験 合 格 者 の 数		
建 設 業 の 経 理 の 状 況		
研 究 開 発 費		
研 究 開 発 の 状 況		
建 設 機 械 の 所 有 及 び リース台数		台
建 設 機 械 の 保 有 等 の 状 況		
I S O 9 0 0 1 の 登 録 の 有 無		
I S O 1 4 0 0 1 の 登 録 の 有 無		
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況		
評 点 (W)		

健康保険等の加入状況

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	人 (人)					

記載要領

- 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。
- 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。

「みんなで取り組む」建設業の保険加入

～社会保険加入の徹底に向けて、関係者が連携して取り組みます～

赤字：省令改正等(H24.5.1)
を受けて取り組む施策

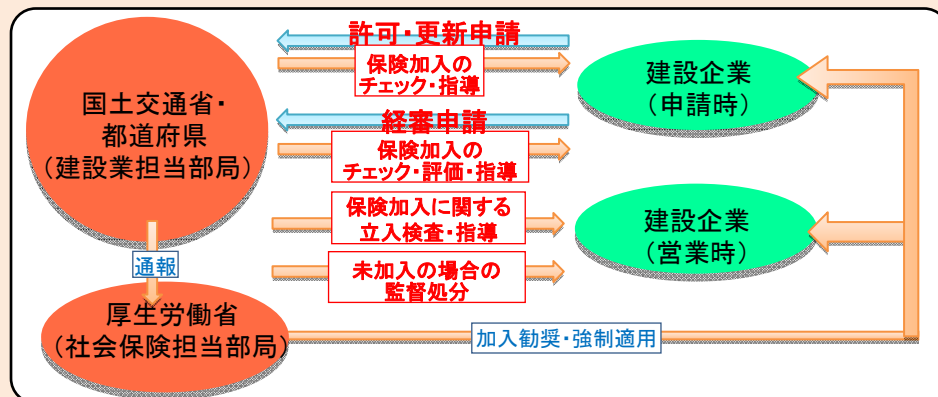
目的

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

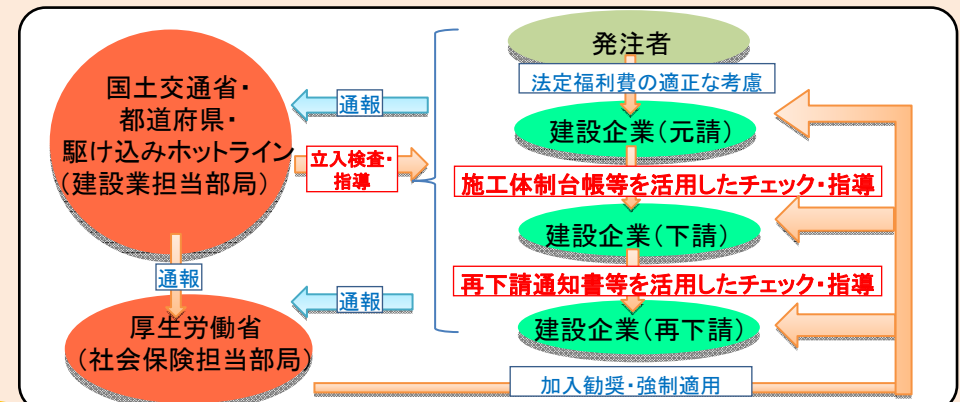
取組

- 行政、元請、下請など関係者が一体となって建設業界の保険加入徹底に取り組む。
- 営業所・工事現場での取組のほか、保険加入促進のネットワークを構築して保険加入を推進・支援する。

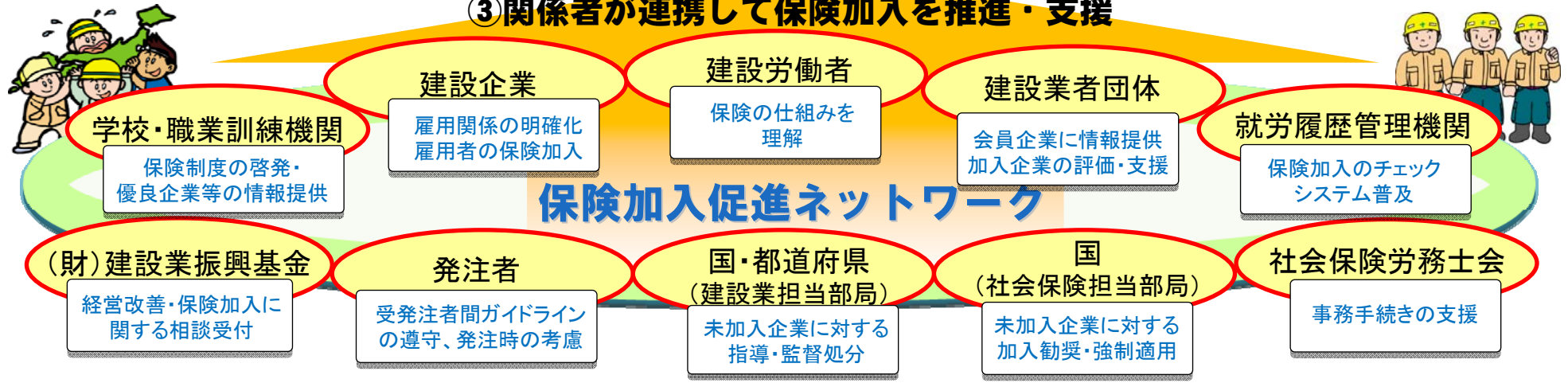
①営業所での取組



②工事現場での取組



③関係者が連携して保険加入を推進・支援



第1 趣旨

本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものであり、建設企業の取組の指針となるべきもの

第2 元請企業の役割と責任

(1) 総論

社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要。指導対象は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業だが、元請企業がすべて直接指導せず、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。

(2) 協力会社組織を通じた指導等

様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を実施
(ア) 協力会社の社会保険加入状況の定期的な把握
(イ) 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨
(ウ) 未加入が発覚した協力会社への早期加入指導

(3) 下請企業選定時の確認・指導等

下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導
遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき

(4) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば、(3)と同様に指導

(5) 作業員名簿を活用した確認・指導等

新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導
遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

※確認にあたっては、必要に応じ、関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい

(6) 施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況について、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うことが望ましい

(7) 建設工事の施工現場等における周知啓発

関係者に対し周知啓発を図るため、次の取組を実施

ア ポスター掲示、パンフレット等提供、講習会開催による周知啓発 イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨

(8) 法定福利費の適正な確保

元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要

元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

第3 下請企業の役割と責任

社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

ア その雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと

建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うこと

労働者であるかどうかは、関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うことが望ましい

イ 元請企業が行う指導に協力すること

元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担するとともに、再下請企業の対応状況について元請企業に情報提供すること

第4 施行期日等

平成24年	5月25日	パブリックコメント開始
平成24年	7月4日	通知
平成24年	11月1日	施行

本ガイドラインは、平成24・25年度にかけての取組を中心に記載したものであり、今後、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直しなど所要の措置を実施

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

第1 趣旨

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

この対策に際しては、「建設産業の再生と発展のための方策2011」（平成23年6月23日建設産業戦略会議取りまとめ）及び中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成24年1月27日）において示されているとおり、建設産業全体としての枠組みを整備し、行政、元請企業及び下請企業が一体となって取り組んでいくことが必要である。

このため、建設産業行政としては、建設業許可部局において、社会保険担当部局との連携を図りつつ、建設業許可・更新時や立入検査等における確認・指導、経営事項審査の厳格化、社会保険担当部局への通報等を行うこととしたところである。

他方で、下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善していくためには、元請企業において下請企業の保険加入を指導する役割を担うことが求められる。これについては、従来から「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日建設省経構発第2号）において、元請企業が下請企業に対して社会保険の加入及び保険料の納付について措置するよう指導等を行うことを求めているが、今般、下請企業の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するため、施工体制台帳の記載事項及び再下請負通知書の記載事項に健康保険等の加入状況を追加すること等を内容とする建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）の改正を行ったところである。

本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものであり、建設企業の取組の指針となるべきものである。

第2 元請企業の役割と責任

（1）総論

元請企業は、請け負った工事の全般について、下請企業よりも広い責任や権限を持っている。この責任・権限に基づき元請企業が発注者との間で行う請負価格、工期の決定などは、下請企業の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものであることから、下請企業の企業体質の改善について、元請企業も相応の役割を分担することが求められる。

このような観点から、元請企業はその請け負った建設工事におけるすべての下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、福祉の

充実等について指導・助言その他の援助を行うことが期待される。

とりわけ社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、社会保険加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要がある。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）においても、元方事業主は関係請負人に対して雇用保険その他建設労働者の福利厚生に関する事項等の適正な管理に関して助言、指導その他の援助を行うように努めることとされている（第8条第2項）。

本ガイドラインによる下請指導の対象となる下請企業は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業であるが、元請企業がそのすべてに対して自ら直接指導を行うことが求められるものではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能である。もっとも、直接の契約関係にある下請企業に実施させたところ指導を怠った場合や、直接の契約関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難であると認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要である。

元請企業においては、支店や営業所を含めて、その役職員に対する本ガイドラインの周知徹底に努めるものとする。

（2）協力会社組織を通じた指導等

元請企業による下請指導は、特定の建設工事の期間中、すなわち、元請・下請関係が継続している間実施する必要があるが、元請企業の協力会や災害防止協会等の協力会社組織に所属する建設企業（以下「協力会社」という。）に対しては、長期的な観点から指導を行うことが望まれる。また、保険未加入対策を効果的なものとするためには、元請企業において保険未加入の協力会社とは契約しないことや、保険未加入の建設労働者の現場入場を認めないことを将来的に見据えつつ、協力会社の指導に取り組んでいくことが求められる。

このため、元請企業としては、様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を行うべきである。

ア 協力会社の社会保険加入状況について定期的に把握を行うこと。

イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨を行うこと。

ウ 適正に加入していない協力会社が判明した場合には、早期に加入手続を進めるよう指導すること。労働者であるにもかかわらず社会保険の適用除外者である個人事業主として作業員名簿に記載するケースや、個々の工事で4人以下の適用除外者を記載した作業員名簿を提出する個人事業主が実際には5人以上の常用労働者を雇用すると判明するケースなど、不自然な取扱いが見られる協力会社についても、事実確認をした上で適正に加入していないと判明した場合には、同様に指導を行うこと。

また、社会保険の未加入企業が二次や三次等の下請企業に多くみられる現状にかんがみ、協力会社から再下請企業に対してもこれらの取組を行うよう指導することが望ましい。

（３）下請企業選定時の確認・指導等

元請企業は、下請企業の選定に当たっては、法令上の義務があるにもかかわらず適切に社会保険に加入しない建設企業は社会保険に関する法令を遵守しない不良不適格業者であるということ（公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針参照）を踏まえる必要がある。

このため、下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行うべきである。この確認に当たっては、必要に応じ、選定の候補となる建設企業に保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい。なお、雇用保険については、厚生労働省の労働保険適用事業場検索サイト（http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D）において適用状況を確認することができる。

遅くとも平成２９年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いとすべきである。

（４）再下請負通知書を活用した確認・指導等

施工体制台帳の作成及び備付けが義務付けられる建設工事において、再下請負がなされる場合には、下請負人から特定建設業者に対して再下請負通知書が提出される。規則第１４条の４の規定の改正により、再下請負通知書の記載事項に健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況に関する事項が追加されたことから、特定建設業者においては、再下請負通知書を活用して下請負人の社会保険の加入状況を確認することが可能となった。（別紙１）

このため、特定建設業者たる元請企業は、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認すべきである。この確認の結果、適用除外でないにもかかわらず未加入である下請企業があり、（３）の指導が行われていない場合には、（３）と同様の指導を行うべきである。

規則第１４条の２の規定の改正を受けた施工体制台帳については、別紙２の作成例を参考とし、適正な施工体制の確保に努めること。

（５）作業員名簿を活用した確認・指導等

施工体制台帳及び再下請負通知書に関する規則の規定の改正に合わせて、各団体等が作成している作業員名簿の様式においても、各作業員の加入している健康保険、年金保険及び雇用保険の名称及び被保険者番号等の記載欄が追加されている。（別紙３）

この作業員名簿を活用することで、建設工事の施工現場で就労する建設労働者について、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況（以下「保険加入状況」という。）を把握することが可能となった。これを受け、元請企業は、新規入場者の受け入れに際して、各作業員（建設業に従事する者に限る。以下同じ。）について作業員名簿の社会保険欄を確認すること。確認の結果、

- ・全部又は一部の保険について空欄となっている作業員
- ・法人に所属する作業員で、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は（及び）年金保険欄に「国民年金」と記載されている者
- ・個人事業所で5人以上の作業員が記載された作業員名簿において、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は（及び）年金保険欄に「国民年金」と記載されている作業員

がある場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導すること。なお、法人や5人以上の常用労働者を雇用する個人事業所に所属する作業員であっても、臨時に使用され1か月以内で日々雇用される者等は、健康保険や厚生年金保険の適用除外となる。

元請企業が、各作業員の保険加入状況が記録された情報システムを利用するなど、作業員名簿の確認以外の方法により各作業員の保険加入状況を把握できる場合には、当該方法による確認も可能である。

各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、必要に応じ、下請企業に社会保険の標準報酬決定通知書等関係資料のコピー（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたものでも構わない）を提示させるなど、記載事項の真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい。

なお、作業員名簿に記載する被保険者番号等は個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報に該当することから、同法及び「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成24年国土交通省告示第363号）に留意し、適切に取り扱うことが必要である。

遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである。

（6）施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

下請契約の総額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）で定める金額を下回ることにより施工体制台帳の作成等が義務付けられていない場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、元請企業は規則第14条の2から第14条の7までの規定に準拠した施工体制台帳の作成等が勧奨されているところである（「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日建設省経建発第147号）参照）。

建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況についても、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うこ

とが望ましい。

(7) 建設工事の施工現場等における周知啓発

下請企業や建設労働者に対し、社会保険の加入に関する周知啓発を図るため、次の取組を行うべきである。社会保険未加入対策の開始当初の段階においては、重点的に取り組むことが必要であるので、特に留意すること。

ア 建設工事の施工現場において社会保険の加入に関するポスターの掲示、パンフレット等の資料及び情報の提供、講習会の開催等の周知啓発を行うこと。

イ (2) に記載したとおり、協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨を行うこと。

(8) 法定福利費の適正な確保

社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。

下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第 19 条の 3 の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

第 3 下請企業の役割と責任

社会保険に関する法令に基づいて従業員の社会保険への加入義務を負っているのは本来的には雇用主であるため、社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠である。

具体的には、次の責任を果たすべきである。

ア 下請企業はその雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと。建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うことが必要である。なお、事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは避けるべきであり、請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）等の労働関係法令に抵触するおそれがあることに留意する必要がある。

労働者であるかどうかは、

- ・仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無
- ・業務遂行上の指揮監督の有無

- ・勤務時間の拘束性の有無
- ・本人の代替性の有無
- ・報酬の労務対償性

をはじめ関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うことが望ましい。

その際には、期間の定めのない労働契約による正社員、工期に合わせた期間の定めのある労働契約による契約社員とすることもあり得るものであり、その実情に応じて建設労働者の処遇が適切に図られるようにすることが望ましい。

イ 元請企業が行う指導に協力すること。この協力は、元請企業が行う指導の相手方として指導に沿った対応をとることにとどまらず、元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担するとともに、再下請企業の対応状況について元請企業に情報提供することなども含まれる。

規則第14条の4の規定の改正を受けた再下請通知書については、別紙1の作成例を参考とし、適正な施工体制の確保に努めること。

なお、作業員名簿に記載する被保険者番号等は個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報に該当することから、同法及び「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に留意し、適切に取り扱うことが必要である。特に、作業員名簿の元請企業への提出に当たっては、利用目的（保険加入状況を元請企業に確認させること）を示した上で、あらかじめ作業員の同意を得ることが必要となることに留意すること。

第4 施行期日等

本ガイドラインは、平成24年11月1日から施行する。このガイドラインの施行前に元請企業が発注者と締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

本ガイドラインは、社会保険未加入対策の開始当初（平成24年度から平成25年度までの概ね2年間）における取組を中心に記載したものであり、今後、建設業における社会保険の加入状況や本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直しなど所要の措置を講ずるものとする。

別紙 1 再下請負通知書の作成例

平成 年 月 日

再下請負通知書

直近上位

注文者名 _____

【報告下請負業者】

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者名 _____

元請名称	
------	--

《自社に関する事項》

工事名称及び 工 事 内 容							
工 期	自	平成	年	月	日	注文者との 契 約 日	平成 年 月 日
	至	平成	年	月	日		

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種		許 可 番 号		許可（更新）年月日	
	工事業		大臣 特定 知事 一般	第 号	平成 年 月 日	
	工事業		大臣 特定 知事 一般	第 号	平成 年 月 日	

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 ¹	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称 ²	健康保険 ³	厚生年金保険 ⁴	雇用保険 ⁵		

監 督 員 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現 場 代 理 人 名		雇用管理責任者名	

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。

2. 請負契約に係る営業所の名称を記載。

3. 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

※2～5については、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄を追加。

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名		代表者名	
住 所			
工事名及び 工 事 内 容			
工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契約日	平成 年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 ¹	健康保険		厚生年金保険		雇用保険		
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称 ²	健康保険 ³		厚生年金保険 ⁴		雇用保険 ⁵	

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者	専 任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 請負契約に係る営業所の名称を記載。
3. 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

別紙 2 施工体制台帳の作成例

平成 年 月 日

施工体制台帳

[会 社 名] _____
 [事業所名] _____

建設業の 許 可	許可業種	許 可 番 号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	平成 年 月 日

工事名称及び 工事内容				
発注者及び 住 所				
工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契約日	平成 年 月 日	

契 約 営業所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 ¹	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理 記号等	区 分	営業所の名称 ²	健康保険 ³	厚生年金保険 ⁴	雇用保険 ⁵	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び 意見申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び 申出方法	
------	--	--------------	--

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記載。
3. 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
- ※ 2～5については元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載。

[一次下請負人に関する事項]

会 社 名		代表者名	
住 所			
工事名及び 工 事 内 容			
工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契約日	平成 年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 ¹	健康保険	厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称 ²	健康保険 ³	厚生年金保険 ⁴	雇用保険 ⁵	

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者	専 任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

1 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。

2 請負契約に係る営業所の名称について記載。

3 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

4 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

5 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

※2～5については、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には欄を追加。

別紙 3 作業員名簿の作成例

元請確認欄

○社会保険関係について別葉とする例

提出日 平成 年 月 日

作 業 員 名 簿

事業所の名称
所長名一 次
会社名二 次
会社名

番号	ふりがな	社 会 保 険		
	氏 名	健康保険 ¹	年金保険 ²	雇用保険 ³
1				
2				
3				

- 1 上段に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）、下段に健康保険被保険者証の番号の下4けた（番号が4桁以下の場合は、当該番号）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、上段に「適用除外」と記載。
- 2 上段に年金保険の名称（厚生年金、国民年金等）を記載。各年金の受給者である場合は、上段に「受給者」と記載。
- 3 下段に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には上段に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には上段に「適用除外」と記載。

○既存の様式に社会保険関係を組み込む例

元請確認欄

提出日 平成 年 月 日

作 業 員 名 簿

事業所の名称
所長名一 次
会社名二 次
会社名

番号	ふりがな	職種	最近の健康診断日	特殊健康診断日	健康保険 ¹	教育・	実施年月日
	氏 名		血圧 血液型	種 類	年金保険 ² 雇用保険 ³	雇入・職長 特別教育	
1		班長コード		年 月 日			年 月 日
2		班長コード		年 月 日			年 月 日
3		班長コード		年 月 日			年 月 日

- 1 左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）、右欄に健康保険被保険者証の番号の下4けた（番号が4桁以下の場合は、当該番号）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
- 2 左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金等）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- 3 右欄に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。